

殘米十俵五升三合三勺

金二百二十一兩三分餘 次年度へ繰越

是第一年度の仕法費一切を支出して餘す所なり。之を他の諸收入に加へて、第二年度の資金を編成す。其の大要左の如し。

第二年度資金

一米十俵五升三合三勺 前年度繰越

一金二百二十一兩三分餘

一金十四兩錢四貫一文 年賦返納金

一米四十四俵 一箇年貸付返納

一錢十四貫九百八十八文 同

此爲金十六兩三分二朱餘

一米千三百四十俵一斗餘 領内分度外米

一米八百六十四俵一斗餘 成田坪田塚原

大井四箇村同上

是第一年度の分度外貢米にして、第二年度に繰入るゝものなり。此の項は追年事業の進むと共に、其の額を増加す。但し年の豊凶に由りて増減するは勿論のことなり。

一金百十五兩一分二朱餘 報德善種金 二宮金次郎

此の外富田初め諸人及び實施四箇村の加入金を加へて

都合米二千二百八十三俵五升餘

金五百八十七兩一分二朱餘

是即ち第二年度の米金總額にして、同年度は前年の二箇村に、更に二箇村を加へ、都合四箇村に實施するなり。其の支出の方法は亦前年度に準じて知るべし。斯くの如くにして、以下年々に増加擴張し、相馬は廢藩置縣の際に至る二十六七年間に、百一村に及ぼし、成功せしなり。

此の他、下館、谷田部、烏山等は、病既に膏盲に入れるの狀態なるを以て、依頼者の側にては殆ど何の資力なく、一に翁の善種金に依りて着手せられたり。又小田原は翁の善種金に、彼の千兩の特賜金、藩主の加入金、及び士民の加入

各藩の資



金を加へて、巨額の資金を作成したるが、之を要するに、何れの場合に於ても出資は最初の種金にして、爾後は仕法地其自身の産出に待ち、年々循環増加する、所謂荒蕪の力を以て、荒蕪を開くの主義に依りしや同一なり。獨り日光神領は、事情全く異なりしを以て、先づ翁自家の報徳金を提供して基金となし、之を日光貸附方（當時日光は富裕にして、此の貸附方なるもの宮様附奉行附神社附の三箇所あり、多く大名等に貸し附け居たりといふ）に預け入れ、其の年々の利子（年一割）及び相馬家の獻金（五千圓十箇年賦等）を使用したり。

## 八 報徳善種金の由來

報徳善種金の名稱は、未だ其の初期を確知するを得ざるが、而も其の事實は、遠く栢山に發源したり。今翁が嘉永元年、例の報徳金談判に關して、小田原の藩吏牟禮三郎太夫、高月六左衛門に與へたる書、其の他に依りて説明せんに、抑、翁が文化三年二十歳にして萬兵衛方を辭し、歸りて一家を再興するや、己の家は兎も角も存續の見込定まりたれど、其の頃別に同族間の一問題あり。

本家問題

話録僧

亡靈の祟

百七十五  
朱と五  
文

り、諸人の憂慮する所なりければ、翁は自ら率先して、之を解決するの策に着手したり。問題とは外ならず、二宮本家再興の事即ち是なり。蓋し二宮の總本家を伊右衛門と稱し、相應の舊家なりしが、其の末葉義兵衛の代に至りて、家産傾倒し、義兵衛は出家して、内庵の薬師堂に入り、村内は勿論隣村までも託鉢をなして、日を送りしも、其さへ叶はずなりては、二宮一族及び五人組十同、毎日順番に一飯を贈りて養ふ内、終に寛政九年正月六日示寂、法名本然惠性沙彌と號せりとなり。是に至りて伊右衛門が家跡全く絶え果てければ、不祀の冤魂怨みやしけん、數多の亡靈分家一統は勿論、其の外に至る迄祟をなし、折々相煩ひ薬用加持祈禱種々様々、諸雜費等相掛り、困窮難澁致し、今日の暮方に差支申候間、何分人氣區々に相成居り、潰式取立杯の儀は、一切熟談相整ひ申さず候に付、餘儀なく文化六己年、潰殘屋敷社地竹木伐拂ひ、賣捌き、代金二朱錢五百七十文を種として、右分家十三軒の内、先祖代々供養の儀は勿論、銘々子孫相續の爲、多少に限らず合力を頼み、即ち親類中の寄附を募りて、一身分の儀は衣服飲食日用暮方諸雜費等意外に省略致し、潰取立方土臺金と



して、積立て置き、出来秋米麥買受け、又は質地田畑受戻し、其の作徳浮金を以て荒地起返し、趣法帳難形の通り年々繰返し、世話仕候處案外大金に罷成候に付、或は耕作出精奇特人取立、或は極難貧窮人暮方取直し遣はし、相勵み罷在候處、文政元寅年御先代様御城入の砌云々』とて、藩主忠眞の褒辭を受け、同四年櫻町見分五年仕法着手、六年移住擔任を命せられたるに付、此の時囊の親族の寄附金は悉く之を割戻し、其の殘餘を種として、之に田産家小屋家財諸道具賣拂金を合はせて、櫻町に齎し、乃ち之を善種金として仕法に用ひ、更に俸給應費の節約剩餘金を加へて、盛に融通運轉し、漸次増殖したるもの、即ち後に萬餘金となりたる、翁が報徳仕法金なり。元は僅々二朱と五百七十文、當時の米一斗餘に過ぎざりしものが、五十年間に二十餘萬石を潤し、猶且基金萬兩を存するに至る。畢竟仕法の効果なり。斯くの如く、此の善種金は、元來本家再興の資本、即ち先祖代々の恩徳に報ゆるの善種金なりしを、翁は先祖に報ゆるの道は、必ずしも其の絶家再興に限らず、之を公共の利益に用ひて以て國を興し、民を安んずるは、即ち亦先祖に報ゆる所以なりとて、之を櫻町

萬餘の基  
金

獻身的  
積極的

の仕法に轉用せしなり。さて櫻町を救ひ、青木を救ひ、烏山を救ひ、谷田部を救ひ、下館を救ひ、小田原を救ひ、諸邑諸藩、近鄉村々迄貸付以來幾百千軒を取立て、幾千萬人を撫育致候へば、家名相續致候百倍に相當り申すべく』とて、翁は最早満足し居たれど、『先づ世並の通り、細くも取立て呉れ候様、此度三郎左衛門を以て申し越し候に付』とて、栢山親族の運動に因りて、天保十二年小田原の報徳金より助貸せしめ、以て本家伊右衛門式を再興したるものなり。亦以て翁が栢山の慮を出で、以來、眼中一家一身なく、常に獻身的且つ積極的に、身邊を顧慮せず、活動奮戦したるの意氣を徴すべし。(二宮翁傳參照)

### 九 仕法の獨立(實行一)

仕法は民

報徳の仕法は一の民政なりしを以て、財政は勿論、一般政治に就ても、成るべく獨立の地位に在ることを要したり。何となれば仕法は輕税を課せんとするに、政治は重税を課し、仕法は免租せんとするに、政治は免租せず、仕法は枉を措きて直を擧ぐるに、政治は直を措きて枉を擧げ、仕法は勤儉を令する



君人の道

に政治は奢侈を獎勵し、仕法は廉潔を主とするに、政治は收賄を看過すといふが如く、仕法と政治と、一々に矛盾扞格しては、單り仕法の擧らざるのみならず、政治も亦行はれず、結局兩々相妨げ、相傷害するに終るべければなり。是翁が「我が道は、人君の道なり、邑長の道なり、家長の道なり」と言説したる所以にして、所謂我が道とは、即ち仕法を指せる者、報徳の主義教義を指したる者にあらざるなり。蓋し翁櫻町以來、此の獨立の不完全なりしが爲に、必要以外の困難に遭遇すること度々なりければ、愈々獨立の必要を感ずること切實なりしなるべし。當時固より封建の世、日本國は一種の聯邦組織たり。諸藩は多くの程度に於て獨立せしを以て、私領即ち藩領若くは幕士の采地に在りては、天下の通法大法に關するもの、外法を變ずること容易なり。領主の意見次第にて、領内の全部乃至一部の管理を、自由に他人に委任することをも得しなり。然れども、幕領に在りては、其の地域の廣大にして、管轄官吏の比較的輕卑なる、之に多くの職權を委ぬべからず。自ら法令の束縛嚴ならざるを得ず。是を以て代官以下の地方官吏は、唯戰々兢々として、先例舊規を墨守する

私領の自治  
幕領の法

仕法と政治の衝突

のみ敢て勇斷して活法を活用し得るものなく、爲に翁は幕府に任官以來、數年、之を施すの所を得ず、殆ど無聊に苦みたり。下總の大生郷及び東郷管内、最初の地の如き、即ち仕法と政治と衝突せるものにて、當時仕法は私領には行ひ得るも、公領には行ひ得ずとの評ありしは、是が爲なりき。左に仕法の獨立に關する數例を説かん。

獨立の數例

櫻町に請負事業

仕法の獨立は、仕法の發源地たる櫻町に於て、先づ其の例を開かれたり。此の地の仕法は、翁の請負事業にして、財政に於ては、殆ど絶對的の特別會計なりしと雖も、政治の獨立明確ならず。實施者の職權不十分なりしを以て、上官の干涉、同僚の妨害、下民の反抗、防ぎ難く、制し難く、此の間に處して事業を持續し、善く竣成に至らしむる爲には、翁が非常の堅忍と奮戦勇闘とを要したり。當時藩廳より與へられたる契約命令書左の如し。

命令書寫

『文政六癸未年三月

釧之助様御知行所、野州村々立直之儀に付、御趣意有之、十箇年之間、彼地引越被仰付、此度引移候に付ては左之通り、







今日不  
可能

實に五年の後なりき。是櫻町の仕法が、小規模なる割合に、難行苦行の多かりし所以なりとす。然れども、退いて之を思ふに、如何に當局が持餘し、難所とはいへ、三村四千石の歳入、及び拓地、殖民の大事を、擧げて、稻山の一農夫に一任し、十箇年の長き期間、異變なきを誓ひたるは、無論之を時の老中小田原の藩主、大久保加賀守忠真の英斷に歸せざるべからず。斯くの如きは、今日の法治國に於ては、何人が如何なる權力を以てすとも有るを得べからざる所の事なり。

諸藩の仕法は櫻町と異なり、翁自ら當局せしに、あらず。唯囑託教師として指揮監督せしに過ぎずと雖も、而も藩廳の信頼は深厚にして、藩侯手書を以て服心を披き、家老用人連署して萬事指圖に背くべからざる旨を誓ふを例としたり。今其の一二を掲げんに、天保八年烏山藩主大久保佐渡守の委任書に曰く

烏山の委  
任書

『今度領中荒地起發復古執法、雛形熟覽候處、此上も無之大道、實に令感服候。就而は兩領分兩勝手共、致委任候間、永續之基相立候様、精力之儀偏に頼入

書證の證

候。尤我等始家臣其外家中一統渴望之事に候。右違背之族有之候は、急度可申付候。猶重役共可申達候也。

西六月(天保八年) 佐渡判

二宮金次郎殿

此の他家老用人奉行等連名の證書數通あり。

又辻、門井二村の領主、幕士齋藤鐵太の證書は左の如し。

「兼々知行所改正之儀、御頼申候處、御厚情を以て御取調被下、報德爲政鑑全書、精實感心仕候。右御趣法年限中、無相違相守可申候。左候へば十箇年之後は、村方古に立戻り、上下安泰、永く蒙其恩德、高深不堪謝候。詩云無德不報。暮方之儀、宇津家文政五年より、同十一年迄七箇年之間、御趣法之御振合を以て、御頼申候。然る上は一家同意、如何様とも屈身仕、相暮可申候。

書に云、慎乃儉德、惟懷永圖。

聖語曰以約失之者鮮矣

右一家同意御趣法年限中、聊齟齬不仕候様、堅相守可申候。依之一類共連印



仕候處、仍而如件。

天保七丙申年二月

齋藤 鐵 太 印

榊原七郎右衛門 印

大岡 雲 峰 印

二宮金次郎様

大岡雲峰は幕士にして、齋藤の姉の夫たり。奇峰女史の畫の師範なりき。斯くて鐵太は家計までも翁に委囑し、月々米錢の給與を受けしが、遊惰放逸にして身を保たず。終に仕法は中廢し、其の身は隱居せしめられたり。如何に嚴重の誓文を書きても、守らざれば詮なきことなり。其は兎も角、何れの領主も主人と吏人が一致して、委任囑託の證書を翁に差入れたることにて、而して是等の場合に於ては、其の政治の當局者が、同時に仕法の當局者なりしを以て幕領の如く仕法と政治と衝突することは有らざりしなり。

又日光神領は幕府の大藏省たる勘定所に屬せず、一種特別の地位に在りしを以て、仕法に關し、他の幕領に比して、處理上輕便なりしなり。該地仕法の

日光の命

命令書左の如し

日光御神領村々荒地起返し難村舊復之仕法取扱被仰付候間、見込通り、御料、私領、手廣に取計候様可致候。

御普請役格 二宮金次郎

嘉永六癸丑年二月十三日

同時に月番老中阿部伊勢守より、日光奉行小出長門守へ通牒して曰く

日光御神領村々荒地起返難村舊復の仕法御普請役格二宮金次郎へ取扱

日光の命

申渡候間、其意を得、委細の儀は御勘定奉行へ談せらるべく候

即ち中央政府なる幕府は、其の大藏省の技師二宮某に、無條件にて日光神領開發見込通り取扱を命令し、其の實地の管轄者たる日光奉行へは、之を通牒したる位にて、猶委細の儀は勘定奉行へ談せよとは、翁の身分が勘定所附屬なる故に外ならず、別に仕法に關して勘定奉行の容喙を許したるにはあ



らざりき。されば翁は上長官の干渉なく、何等の障碍なく、其の子息を下僚とし、其の門生を助手に使用して、自家一私の事業を營むが如く、自由に施設執行するを得たりしなり。其の要するに報徳仕法は、財政は勿論一般政治に就いても、事情の許す限り、獨立の地位に在るを必要としたり。故に今日の立憲治下に於ては、之を行ふべからずと雖も、其の或る部分は之を立法行政の間に參酌するを得べく、殊に行政官の職權廣大なる新開殖民地、乃至韓國の如き地に在りては、之を適用するの餘地廣濶なり。適用するの必要、亦大なるを見る。所謂荒地起返し人別増しの仕法とは、即ち讀んで字の如く、拓地殖民の政策を意味するにあらずや。

立憲と仕法

殖民地に適當

### 一〇 仕法の諭告(實行二)

仕法實施に際しては、其の趣旨を具して、領民に諭告するを例とせり。即ち櫻町に於ては、翁は文政六年春、前章載する所の委任命令書の寫に、自家の諭

櫻町の諭告文

告文を附記し、普く之を邑民に頒てり。其の文に曰く  
「右者御知行所村々之儀、御高四千石有餘、凡軒別四百有餘有之候處、土地柄不宜故哉、追々潰百姓致出來、漸百四五十軒相殘、夫逆も危迫之者而已、今日も凌兼、田畑山林亡所同様に相成、何分御捨置かれ難く、數年之間開發入百姓人別増、種々御手を盡し進せられ候得共、立直り兼、無餘儀昨巳年之上納仕法を以、十箇年之間、開發手段可致旨仰付けらるゝに於ては、開發料扶持米共下し置かれ候に付、出精次第作取り、右之潤を以、困窮を免れ、二男三男迄も御百姓取立可申候。尤御本家に於ても、御不如意之御中、御年限中開發御入用米金年々被下置候間、右様厚き御仁惠を忘却致さず、何様にも出精致し、村柄古に立戻、御百姓致相續、第一御收納を以、御公務も成させられ候様入彌相勵可申候。」  
右文中「開發料扶持米共被下置云々」とは、翁が自ら報徳仕法金より支出す



るをいふなり。別に公費の補給あるにはあらず。又天保十三年、翁が自ら起草したる、下館藩廳の灰塚村民に對する諭告書は、半紙十枚もある長文にして、初めに享保以來下館藩の盛衰を説きて、租入人口殆ど半減したることを言ひ、次には藩の負債より、天保四年七年兩度の飢饉のことを言ひ、次には櫻町の成功に鑑みて、仕法を二宮に依頼せしことを言ひ、次に二宮始め本家及び領内豪商八人にて、扶持米立替の事、其の爲財政回復の緒に就きたる事、士民上下勤勞儉約の必要なる事等を説き、今般仕法を其の村に施行するに付ては、能く此の趣旨を體して奮勵し、領内外二十九箇村及び河州領分二十箇村の手本となるべき旨を諭し、最後に「尙又追々櫻町にて教諭可有之間、能く慎而可致承服もの也」と結びたり。而して是に尋いて翁亦自己の名を以て一の諭告を發して曰く

灰塚村申達

其村方、連々人少困窮致し、御田地手餘り難澁之趣願出候に付、格別之御仁惠を以て、窮民撫育借財返濟荒地開發人別増村柄御取直御趣法、先般御掛

りより委曲御達有之、定而承知も可罷在候へ共、猶又御趣法筋之儀、委敷申諭し候様、御頼有之候。當方趣法之儀は、先づ米を得んと欲する時は米の種を蒔き、麥を得んと欲するときは麥の種を蒔き、其外荒地を引請耕田に換へ、借財を引請無借に換へ、人糞馬糞總じて不淨之肥を引請清淨之米穀を作り出すが如く、家毎銘々、平生日用相營居候同様之儀。第一農業最中之儀に付、一同呼出し候而も、是より罷出候而も、農之暇を妨げ、其儘差延置候而も、御趣意を等閑り恐入候儀。乍然土地不案内、無餘儀、大小貧富の差別に拘はらず、一軒に付、御趣法米一俵、干鰯一俵、新鎌一挺、新鎌二枚宛、差遣し候間、米を以命を養ひ、干鰯を以耕作を養ひ、鋤鎌を以、田畑を養ひ、其徳たる所以を知り、貧たる者は窮迫を補ひ、暮方を取直し、富たる者は冥加を思ひ、猶子孫繁榮を樂み、朝夕油斷なく相勵み、村柄古に復し、御田地手餘無之様出精いたし、急度御趣意を押し立候様、厚く頼入申事に候。

天保十三壬寅年五月

二宮金次郎

灰塚村



一一 善行の獎勵(實行三)

風俗と政

夫れ風俗は政治の田なり。美穀を熟せしめんとせば、先づ其の田を耕培すべきが如く、善政の實を擧げんとせば、先づ其の風俗を改良せざるべからざるなり。故に報徳仕法の實施には、第一着に善行者の旌表を行ひ、民の善行を獎勵したり。即ち前仕法の資金の章下に掲げし相馬領の實例の如く「孝行人は勿論、兼々本業出精致し、心掛宜しく、村の爲にも相成候者、一村限り一同之目鑑を以て、人選入札被仰付、落札之者へ御褒美金、並に鍬鎌等」を賞與したり。斯くて人心を一新せしめ、民衆をして、發憤興起、喜んで仕法を受用せしむること、是斯の法の先務とせし所なり。畏けれど戊申詔書に宣はせたる「宜しく上下心を一にし、忠實業に服し、勤儉産を治め、惟れ信、惟れ義、醇厚俗を成し、華を去り實に就き、荒怠相誠め、自彊息まざるべし」の實行は、仕法が最も必要と

善行者入

戊申詔書

せし所にして、翁若し今日に出で、此の法を行はば、先づ着手の第一日に善行者旌表式を行ひ、戊申詔書を棒讀せしなるべし。

櫻町は衰廢の極、風俗壞敗の極に達せしを以て、翁は善行を獎勵するに、最も力を盡したり。即ち翁は文政五年九月六日、武田才兵衛と共に赴任するや、直に各村善行者を入札せしめ、九日賞與を行ひたり。二宮翁傳参照、爾來褒賞頻繁にして、翌文政六年五月には、畔を讓るを賞したるものあり。當時櫻町は殆ど耕地の半數は荒蕪し、耕作者無きに苦みたることなれば、土地は殆ど無價物なり。畔を讓る位は易々たりしと雖も、翁が之を勸賞して、特に美名を與へたるは、別に一種の事情ありしなり。左の如し。

畔を讓るの賞

『五月朔日天氣』

下物井村百姓 善太郎

其方儀農業出精いたし、荒地開發に付、畔を讓り候段、不通精直に候、依之御賞美として、米十五俵被下置候。

右差添名主組頭五人組罷出候に付申渡『文政六年日記』



其の理由

而して日記に此の賞典の理由を記するを見るに、右善太郎は潰百姓半四郎跡を相續したる移住民にして、開墾の際、荒地の面積、公稱反別に比して廣く見え、其の隣地が狭く見ゆるを怪しみ、或は先代が隣地に切り込みたるにはあらずやと疑ひ、數尺を退いて境界を改定しけるに、組合の百姓等、其は無用の遠慮なり。一年の損失は少額にても、十箇年には多額とならん。先代舊形のままに存するに如かじと勸告しければ、善太郎は他郷よりの來民の事として、隣保の好意に背かんと如何なりとて、不本意ながら其の意に任せ、再び舊境界に復したり。然るに陣屋にては之を聞込み、同人を召して取調べたるに、事實は右の通り、一應畔を譲りたれども、又取戻したるものなりしも、其の心ばえゆかしきことなり。數年誤り來り候哉と心附、一旦境持歩へ引込み、相立て候處、脇より心を付候故、一己を相立てず、其意に隨ひ、又候有形に直し候心、底如何にも潔白、廉直之致、方三箇村に稀なる心入にて、御知行所一統之手本にも相成候。御趣意之行立ち候前表に可有之と申渡し、右之通賞美致候」とて、特別に之を賞せしなり。如何に翁か民の善行を搜索するに、銳意し、之を賞す

受賞者の種類

負債せざるの賞

るに汲々たりしかを見るべし。櫻町の仕法は、赤子を保すが如きよりも、寧ろ重症患者を護するが如くなり。さて苟も病む所、苦む所は、之を除くに惟れども足らず。苟も善なる所、美なる所は、之を褒むるに、勞費を盡し、が終に、受賞者の種類も盡きて、御上へ御苦勞かけ奉らず、負債せざる者を賞するに至れり。左に其の一二例を揚ぐ。

『文政六年十二月二十五日』

其の一二例

下物井村 百姓今七  
御知行所三箇村、借財相嵩み難澁に付、拜借相願候に付、取調候處、其方儀は願下げ、自分にて返濟致し、御上へ御苦勞かけ奉らず、其上農業致出精候段、旁以奇特候。依之米七俵被下置候』

即ち一應仕法金拜借を願ひ出でしも、取調中願ひ下げ、自己の才覺を以て自己の借金を拂ひたれば、其の賞として、米七俵を與へられしなり。

『同日』



三箇村一統借財相嵩み難澁に付、拜借相願候處、其方儀は能く分限を守り、借財無之、御上へ御苦勞掛け奉らず候段、奇特候。依之米三俵被下置候。猶此の他、年々の拜借金を、當年納め切りに致し、跡拜借せざるの賞、銀一枚づゝ二十五人あり。或は屋根替を自力にて爲し、金一分を賞與されたるものなどあり。普通の状態に於て之を見れば、實に極端の行賞にして、殆ど滑稽の感ありと雖も、是當時の櫻町の民情風俗を表明せるものにて、以て當年の狀態が如何に悲惨なりしかを察するに足るべし。

最先の要務

之を要するに、善行の獎勵は、仕法實施に最先の要務たりき。

### 一二 助貸救恤(實行四)

助貸救恤は、亦仕法の主要部を占めたり。抑、報徳の教義に於ては、獨立自助を重んずること、著者が屢言説する所の如しと雖も、既に實際獨立する能はず、自助する能はざるの難局に陥りたる以上は、餘儀なく他の補助に頼らざ

弱者の救濟

道に失ふ人に  
野を失ふ人

るべからず。他も亦之を補助せざるべからず。是斯教が一應生存競争を承認すと雖も、人を爲を以て之を調和救濟するを人道の目的となす。所以なり。第一篇参照例へば、茲に一人あり。道を廣野に失はんに、其の人健に、日高くば、是に方向を示せば足ると雖も、夜に入らば燈を貸すべく、飢ゑたらば食を與ふべく、病みて行くこと能はずんば、留め宿せしめて藥を與へ、或は輿車にて送らざるべからず。仕法地の民も亦斯くの如し。富める者には分度を示し、豫定計畫を與ふれば足るも、貧者は之を實行するの力なければ、其の資金を助貸せざるべからず。更に甚しき貧者に至りて、自ら存することも能はざれば、之を救恤せざるべからず。則ち極貧者を救恤しては、貧者の方に齊しからしめ、貧者に助貸しては、富者の方に齊しからしめ、齊しく之を戦列に立たしめ、仕法の戦闘を開始續行せしむる所以にして、仕法の施行上止むを得ざるの手段なりとす。

助貸の條件

助貸は善行獎勵の如く、投票推選に依るを原則としたるが、亦認定に依りたることも少らず。原來單純なる貸借、即ち經濟的行爲にあらず。道徳的并に



借用證書  
の一例

政治的行爲なりしを以て、之を貸すに利子を徴せず。用途を仕法政治の指定する目的に限り、借主を所要の資格者、即ち「御趣意を承服して、本業に出精する者」に限り、且つ償却後と雖も、永く恩誼關係を存續し、此の金穀の効果を以て、永久ならしめんと欲要したり。擔保は土地を用ゐることあり、或は單に保證人を要することあり、數人連帶の場合最も多かりき。左に證書の一例を示す。

「御趣法金御拜借證文之事」

一金五兩也。此引當べ反別貳反三畝拾歩

此濟方 巳金壹兩 午金壹兩 未金壹兩 申金壹兩 酉金壹兩

右者私儀、前々困窮仕、借財相嵩み、返濟方に差支難澁仕候。然、處、當御知行所村々御取立、御趣法被仰出、家作御普請等、多分被下置候由に付、達而大工職御出入奉願上候處、早速御聞濟之上、多少之新家作受負被仰付、右御恩澤に依り、追々借財返濟仕、然、處、元來大工職仕罷在候に付、御田地不足仕、仍而報徳元恕金之内、御拜借仕、書面之田畑貳反三畝拾歩之處、買受け、家株増益仕

冥加至極難有仕合奉存候。御返納之儀は、來る巳年より酉年迄無利五箇年賦に急度御返納可仕候。萬々一當人差支有之候節は、受人方へ實地引取、御割合之通り、御返納仕、如何様之儀出來候共、少しも御苦勞相掛申間敷候。假令御年賦皆濟之上、此證文御差戻し被下候共、元金五兩之分は、全く御助成に預り候御恩澤之次第、子々孫々に至る迄申傳へ置、向後猥に田畑賣拂難澁仕候様なる不埒之儀、堅く仕らせ申す間敷候。爲後日御恩借證文仍而如件。

大森刑部知行所

阿部品村

天保三辰年十二月

拜借人 米藏

同組合惣代 平七

宇津釵之助様御知行所

物井村御趣法御世話方

岸右衛門殿 外三名宛



前書之通報徳元恕金之内御拜借仕、田畑買受けさせ申候處、少しも相違無御坐候。然る上は急度御返上納爲仕可申候。依而奥印如件。

右村名主

即ち他領の者ながら、櫻町陣屋に出入せし大工米藏、金五兩を五箇年賦にて借り、田畑貳反餘を買ひて其を抵當に差入れ置き、年々一兩即ち二割の利子を拂ひ入るれば、五年にして皆済。元金は全く無償となるなり。若し此の二割を、該地所の作徳にて拂ひ得とすれば、地所は全く贈與せられたるに同じ。而して此の恩義に對して、證書以外に、年賦一箇年分を冥加金として納むれば、仕法金は増して六兩となる。是即ち報徳助貸法の妙用にして、貸す者損なく、借る者利あり、毫も費す所なくして、得る所頗る多し。翁が所謂天徳にして、功德太陽に等しきものなり。然れども、若し單に之を利として濫用するに於ては、弊害亦隨つて生ずるを以て、證書の末尾に「御恩澤之次第、子々孫々に至る迄申傳置、向後猥に田畑賣拂ひ、難澁仕候様なる不埒之儀、堅く仕らせ申聞敷候」と誓はしめ、以て助貸の目的意義が、一時の利欲を助くる爲にあらず、一

助貸の目的

涓滴江河

家永久の安全を保護するに在ることを明にす。用意も亦到れりと謂ふべし。斯くて櫻町を初め、諸邑諸藩助貸に依りて地を拓き、來民を撫し、分家を起し、債を償ひ、産を興し、衰を救ひ、亡を助くるもの、無數なり。其の金額の延高は數十萬兩に上りたるなるべし。而して、是實に栢山の先祖報徳金、二朱と五百七十文に淵源したるを思へば、正に涓滴江河の概あり。

救恤の事、鰥寡孤獨の四窮民は論を要せず、凡そ窮乏貧弱にして、助貸を受けるの資格だになき者は、其の原因の何たるを問はず、扶助救済するを原則とせり。櫻町に於て、餘りに惰民の度し難きを見て、一時救恤を中止若くは減省せしことあるも、是彼等の反省を促す爲にて、畢竟無効の救恤を止めたるに外ならず。何となれば第一篇にも説けるが如く、報徳教の救恤は、必ず被救恤者に正當の効力を與ふるを要し、効力なきの救恤は、之を溝壑に擲棄するものとなせばなり。

救恤の條

救恤を爲すにも、投票認定の兩様を採用したるが、投票に依れるは前章相馬領の屋根替費給與の如き、即ち其の一例にして、又櫻町に於ては、被救恤者



最も多數なりしを以て、多く認定に依りて專行し、且つ往々彼の翁が家僕に  
剛を倒されて追ひ來りし悪太郎に、家屋を新築して惠與せしが如き、奇抜の  
活法を用ゐたり。左は文政十年八月、東沼村茂左衛門組、百姓龜五郎外十一名  
に、各米一俵或は二俵宛を給與せし辭令書なるが、即ち別段の特色なき普通  
貧民の救恤にして、此の類最も多數なりき。其の他脱走者を歸村せしめて、金  
穀を扶助するが如き、家族に病人ある者を救ふが如き、何か異なりたる事情  
ある貧民は、之を憐み感むるに懇切を極めたり。

『右 連名』

去る午年以來、村々御世話等も有之候へば、村柄も立直り、難澁之者ども追  
々薄ろき候哉に候へ共、其方共儀は未だ極々難澁之暮方之由相聞、勿論極  
難澁之中にも、銘々次第は有之候へ共、夫々取續きの爲、格別之思召を以て、  
御救米被下置候』

### 一三 勤儉の厲行(實行五)

仕法が如何に獨立し、諭告が如何に懇切に、善行が如何に獎勵せられ、助貸  
救恤が如何に周到するも、人民自ら勤勞を勵み、儉約を行ふに、あらずんば、仕  
法は終に畫餅に歸すべし。故に仕法の當局者は、毎に勤儉を厲行し、殊に翁が  
櫻町に於けるが如きは、翁自ら率先して、粗衣糲食、星出月歸、晝は開發耕耘を  
指揮し、夜は索綯を監察したり。随つて、當時屢、村民が相協議決定して、勤儉を  
約したる誓書數種を存するが、其中規定の最も周密なるものを擧ぐれば  
左の如し。

『乍恐以書付奉申上候。』

勤儉の規  
約書  
一 御知行所東沼村境組、名主組頭總百姓奉申上候。乍恐私共村方之儀は、三  
箇村之内にて、分て御高免に御座候へ共、古は地味も宜敷繁榮仕候様子  
に相察候へ共、毎年書上げ奉る通り、人別次第に相減じ、必死と困窮仕候  
に付、厚き思召を以て、去年より村方取直し御趣法被仰出、種々御手當  
被成下置候に付、漸く取續き罷在候へ共、困窮相免れず、當年豐作にも、濃  
れに及び候者も有之、此姿にては、何分にも行立ち難く、畢竟私共心掛行



届かざる儀と、得度仕り、奉恐入候。何卒此度之御趣法を以て、古に立戻り度奉存候に付、一同申合はせ、身分取縮候段、左之通可有御座哉と奉存候。御公儀様御法度之儀は不及申上、御家之御家法不相背、嚴重可奉守事。

一博奕賭之諸勝負、別紙申上置候通、急度相愼み可申候事。

一喧嘩口論、急度可相嗜事。

一御田地、用水堰橋道普請、夫人足等之儀、被仰出次第、刻限無遅滞、罷出相勤め可申事。

一元旦年始として、村役人始め一同、急度相勤め可申事。

一年始、盆、彼岸、旦那寺、無怠、佛參、可致事。

一耕作農業之儀者、年始相濟候上、晴雨に限らず、怠らず、専一に相勵み可申事。

一村役人之外、疊、一切、相用、申間、敷、事。

一衣類之儀者、絹布は勿論、えり並に帯等にも相用申間敷候。縦ひ木綿たりとも、三百文限り、高直之染無用に可仕候事。

一脇差并羽織、木綿合羽相用申間敷事。

一櫛、笄、笠、させる、たば粉入、足袋、下駄之類、銀細工は不及申上、高直之品、無用に可仕候事。

一傘、日傘、雪踏、うら附草履、無用に可仕候事。

一婚姻其外吉凶之節は、村役人へ申達し、差圖之上取計可申候事。

一諸道具之儀は、相成るだけ手細工を用ひ、費之入用不相掛様、心掛可申事。

一夫食飯米之儀は、相成丈儉約を以、麥粟稗、飯相用ひ、飲食奢朝夕に心掛、急度相愼み可申事。

一酒は一同可相嗜、尤農業勞れ又は煩ひに付、保養之爲には、相用ひ可申事。

一他出之儀、猥に致す間敷候。無據節は、行先村役人へ相達し可申事。

一前箇條之通り、少しも相背かず、急度相勵み可申候。萬々一相背候者、御座候は、如何様之御答筋にも、可被仰付候。爲後日速印仍而如件。

文政九戌年十二月 東沼村名主組頭百姓二十一人連印



前文之通私共立會承届候處、相違無御座候に付、私共與印仕、差上申候。仍而如件。

戊十二月 東沼村前記外の名主組頭三人

御役所様

猶是より先、文政七年十二月、横田村百姓十六人より差出したる誓事には、

「一博奕宿過料五貫文 同宿組合之者共二貫文宛、打子の者三貫、同打子組合之者共一貫文宛

一大酒仕候者過料二貫文、同組合之者一貫文宛云々」

人心興起

二三の實

の規定あり。此の他各仕法地とも、大同小異の約束を定めて、之を履行せしめたり。而して、其の人心の興起するに方ッてや、亦誠熱烈人をして、殆ど神祕を疑はしむるものあり。今其の二三の實例を舉げんに、天保十二年三月、曾比の劔持廣吉が、豊田正作宛にて、櫻町なる翁の許に報告したる、書中の一節に曰く、

「然者御主法之儀、村方一同、打連相勵み罷在候處、當二月中旬に至り、御代官

代官の感

二宮は唯  
人に非ず

様御廻村被遊、四五日之間御逗留にて、委く御示談被成下置、其砌耕作出精人之入札等も、猶又此度相認め御地へ奉差上候通之諸帳面、不殘入御覽候處、誠に御喜悅被遊、殊に諸業之馬杓、草鞋、繩、木綿、又者賣拂申候衣類等、不殘積置候て、正業代呂物御目に掛候處、甚以奇特なる事と仰せられ、依之御代官様御手代様御兩人にて、實に感涙被遊候段、前代未聞之事に候。右に付一同も、其々無勿體御事と、誠に感服仕候。夫に付被仰候儀は、右様老若男女共一同相和し候儀、異國萬國にも有之間敷、如何にも不思議なる事と、何箇度となく御不審之様にも、被仰候間無據一同にて、當節諸業之趣、逐一奉申上候へば、至極尤と御承知被爲在、彌以二宮氏は、唯人に有之間敷、逆も我々其の不及所に候間、此度之諸帳面も、早速野州表へ差送り、御趣法之組方、御願可申様、被仰聞候間、不殘相認奉入御覽候間、何卒宜敷御願奉申上候」

又弘化二年正月二十五日、栗原長次郎が小田原より、江戸なる翁父子に送りたる書中に曰く

「去冬御領中村々、繩索組立御趣法御差越、内々拜見仕候處、實以獨身之者と



いへども、麥飯之火を焚きながらも、一房づゝも手軽く出来可申との段御教導實に我等之身分といふとも、心易く出来可申、且御領私領其外何國之果に至るとも、人力を以て致し候はゞ、手易く出来可申、大道之御趣法、何あんかんと今日を空敷致し候は、實に愚人とやあるかとや、且厚く御配慮之程奉感服候、彌御手段に隨ひ、村々追々出精之廉も相見え、なんとなく門前の子は習はずして佛經を知る道理にても御座候哉、去冬地方掛りにて諸上納物中にも、東筋村々杯は、晦日前日にも荒々皆納致し候様及承候。是則ち何れの村々にても、天命を辨へ候も、抑、御教導之端をも見なれ聞なれ、無高無田の窮民等迄、能々承知仕候哉と、其役筋にても、感心仕候事に御座候。右等之行ひ下方にても、追々押立候に付ては、兼て御趣法幼年より、家財諸道具、或は衣類、子供の着物の中にも、切れ端たを集め、女子等が拵へため置きたる、はぎ／＼の衣類迄も、能くこそ承知致し、賣拂ひ、御趣意にすぎり、銘々難澁を助かり申し度、兼て奉歎願候儀は、申す迄も無御座候へ共、實に涙に袖をぬらし居候御事に御座候、云々」

當時仕法の感化が、如何に民心に浸透せしかを見るべし、又嘉永三戊年三月、富田久助より東郷なる翁宛てたる、相馬領仕法功程報告書の中にも、各村々の實況を詳記して、何れも人民の熱誠感激極まれる由を説き、或は實施一兩年にして、既に成績顯著なるを擧げ、或は歎願四年六年にして、始めて實施の許可を得て、民大旱に沛雨を得たるが如く、感泣鳴謝せるの狀を述べ、終に初發の成田村が、六年足らずにて成功したれば、仕法中差出したる日課索、綿積立金は、倍額にして之を還與し、猶人口一に付、粗六俵の割を以て備荒の糧米を與へ、次で其の功を賞したることを記したるが、其の中に北郷横手村の事を説きて曰く

『北郷横手村の儀は、一同實業を顯し、四箇年以前より御仕法歎願申出居候處、次第に手廣に罷成り、引立方行届かず候而は、自然御良法を汚し候儀に付、追々差押へ罷在候得共、肝煎市兵衛初、頻に歎願、殊に代官紺野嘉左衛門七十八歳に罷成、何卒勤め中は非共御仕法御下しに相成候様、一途之願云々巨細に理解申論候處、四箇年待設け候人情大に感動仕り、村内重立候者



共初、感涙に及び、難有旨申出候。別而老人嘉左衛門、存生中心願通り、御發業被下本意之至りと、落涙大悅仕り、老體ながらも折々廻村等も仕候儀に御座候云々』

猶此の他、曾比竹松の排水溝開鑿、吉田島外二箇村の用水溝浚深等の例（二宮翁傳）を思ひ合はすべし。實に仕法の當局者は、皆身を以て率先したれば、人民是に感動して、協心戮力一體の如く令を奉ずること手足の如く、競うて勤儉を厲行せしなり。

#### 一四 開墾整理（實行六）

仕法は拓地殖民策にして、荒地開墾耕地整理は、固より仕法中の主位を占めたり。而して此の開墾整理は、一の土木工事にして、即ち専門的技術を要することなるが、此の點に就て翁は經驗の結果、堪能の特技を有したる由古老の傳ふる所なり。著者が年少の頃面識せし、某なる老官吏ありしが、彼は元東海道の黒鍛なりし由にて、人物粗剛眼に一丁字なけれども、久しく土工に従

土木工事  
翁の特技

黒鍛より  
土木課長

事せし故、土地の遠近高低廣狹、一目にして辨知測定するの特技あり。此の爲に發跡して、地方の土木課長に任じ、其の頃一府縣に一二名よりあらざりし、一等屬の高級に班したり。二宮翁亦彼が如く、土地の高低廣狹を目測するの特技ありしのみならず、猶一見して土質地味を知るの明あり。更に非凡の機知を以て、時所の利害得失を取捨し、料理鹽梅せしことなれば、其の設計に誤りなく、初め常人が不可行とし、若くは無用となす事にて、一たび着手すれば必ず成り、一たび成れば必ず中る。青木櫻川の堰を初とし、曾比竹松の排水溝の如き、桑野川の耕地整理の如き、石那田徳次郎の堰の如き、今市近在の灌漑溝の如き、皆其の體を遣せるものなり。而して、凡そ工事の選擇に就ては、一定の主義法則ありて、後章日光仕法雛形に示すが如く、易きを先にし、利あるを急にすを常とせり。何となれば易きを先にすれば、成ること易く、利あるを急にすれば、其の利を以て、第二第三の工事を起すを得ること、是經濟の常法なればなり。故に翁の仕法に於ては、大に永遠をば期したりと雖も、決して迂遠に陥ることなかりき。



翁の耕地整理法は、近時の耕地整理法と大差なけれど、唯今の法は先づ道路を築き、翁の法は最終に之を築くを異なりとす。之を先にするは運搬の爲なり。之を後にするは肥土を道路築造に用ゐず、最後残積の土砂を用ゐんが爲なり。利は後にするに多しと、二宮兵三郎氏は言へり。佐藤信淵の農學には今の獨逸最新の農學に似たるものある由、翁が開墾整理の技術は、亦今人の参考となるべき節あらん。翁は土工の外、建築の事にも概通し、櫻町にて村民に助貸或は給與したる家屋は、陣屋境内に工場を設け、其所にて切組ませたるものにて、概ね翁の設計に成れり。

### 一五 施行の心得(實行七)

櫻町の仕法に於ては、翁の一身が法律なり。自ら法を立て、自ら法を行ふ。之を立つるに意を以てし、之を行ふに身を以てす。故に概ね臨機應變、活見を以て活法を行ひしと雖も、他の各地に至りては、翁は直接に施行せず、唯指揮監督せしのみなれば、仕法當局者の心得に付ても、亦一定の標準なかるべから

ず。尤も是も、多くは翁が、時々物々に就き、口授せし位なりしと見ゆるが、相馬の仕法に至りて、一個成文の施行規則職務章程とも謂ふべきものあり。最も適切詳細なれば、左に掲げて参考に供す。

『當御藩内荒地起返窮民御撫育、村柄御取直御仕法之儀は、誠に富國安民の御大業にて、無窮之御大仁を布かせられ、百姓安堵之地に至り、永久衰廢之憂無之様、始に終を盡し、御惠恤被爲在候御良法に候得者、誰か御恩澤に感動致さる者可有之哉。如何なる荒蕪貧窮なりとも、再復無疑事に候へ共、村々に臨み、御仁惠を推及し候面々之、誠不誠に由つて、人氣之向背一村之進退に拘はり候のみならず、可なるときは御徳化行はれ、不可なるときは御仁惠を汚し奉り、百姓安堵之道を失ひ候儀に付、誠に可恐之至りに候儀、之掛り合仰せ蒙り候面々、御上下之御爲に心力を盡し、御仕法御成就相成候様、一途に忠勤を勵み候儀は勿論、平生聊か私意を挾まず、専ら公論を主とし、村々年來之衰弊困苦を相除き、永安之道に至り候様、誠實に取扱候儀、第一に候、一身を正うして下民を正道に導き、舊染之汚俗を洗ひ、淳朴篤實



に至らしむる事、全く掛合之一誠心に在り、然らば平生互に己之善惡に味くして、人之善惡を論じ、己を顧るに疎にして、人を責むるに密なるは、己を修むるに心を用ゐざるの致す所なり。如何なる大知之上にも、千慮之一失あり。庸愚と雖も一得あり、長ずる所あれば、短なる所あるは、萬物自然之道理にて、賢者と雖も免れ難く、まして其以下に至而は、猶更之事に候然るに、兎角人情之常は、一身の榮利を求め、己の長ずる事にほこり、人の短なる事を誹り、其過失を擧げ、其善美を掩ふの類、古今之通患に付、若如斯凡情を懷き、古復永安之大道を擧げんとせば、僅に一村と雖も、民情浮薄に流れ、怨望起り、譬へば手を以て江河を拒がんとするよりも難かるべし。是故に、人之善は小なりと雖も、必之を稱し、人之過失は是を擧げず、竊に懇切之異見教訓を加へ、人之長ずる所を貴び、其短なる所を憐み、是を補ひ、互に我身を顧み、過を聞くを以て喜びとし、誠意を以て助け合ひ、御大業を押立て、上は累年之御痛慮を安んじ奉り、下は天民之其所を得、永久御上下之御繁榮を以て、他事なく心願致し、日夜力を盡し候はゞ、自然其誠意下々に至る迄、貫通

致し、舊來之弊風無賴之人情も、篤實勤行之所行に改まり、御興復之御仕法押立可申候。因而心得方左に取調申候。

一 御仕法村々引受出張之面々、朝廻村情らず、村役人は申すに及ばず、細民に至る迄、厚く御仁惠を相辨へ候様、入念に申論し、第一舊弊を除き、互に信義を守り、村内睦敷、専ら勤業に趣き引立候様、實意に世話差加へ可申事。

一 村方に臨み、年來之衰弊を立直し、永安之道を得候様、取扱候には、先づ第一には其村何之爲に斯く衰廢に陥り候哉と、其衰廢之根元を見渡し、次には土地之善惡、節々分限之大小を見定め、次には每家之勤惰得失を察し、且つ所行之善惡、邪正を辨じ、一村之實事、悉く胸臆之間に分別致し、然る後廢衰之根元を除き、淳朴篤實勤儉之道に導き、一村治く立直り候様、誠實之世話差加へ可申事。

一 一村之進退、所行之善惡、勤惰は、村内にあるにあらず、引立掛合之誠不誠に由ると申す儀を觀念致し、専ら下民に先立ち勤勞を盡し、仁恕之行を



主とし、一村安堵之道に導き可申事。

一村方孝行人は勿論、總じて奇特之所行有之時は、其次第を委敷筆記致し、可申上事。

一村方心得違之者有之節は、丁寧利害申し聞かせ、改心之所行相立つ様、深切に取扱ひ可申、僅に一應之理解にて承服不出來、捨置候は、誠心之感通致すべき道を失ひ候儀に付、再三反復叮嚀之教示を加へ、猶改心之所行相立兼候は、外掛合へ申談じ、教誨を相頼み可申事。

一村々御取直之儀は、實に御大仁之御仕法に付、僅一時之取計なりとも、永久安堵之基に相成候様、深く勘辨致し、取扱ひ申すべく、必姑息之取計に陥らざる様可致儀、專要之事。

一諸事、村内之者より申立候事は、兎角己を是とし、他を非とするの人情免れ難き事に付、必一方之申分を取り、直に理解又は取扱等致候而は、實事相違に及び、民心を失ひ候に付、何事によらず、双方之是非を能々承り候上、教諭を下し可申事。

一村方に臨み、年を重ね、世話差加へ候に隨ひ、心易く、度々立入候者は、自然愛情を生じ、近づかざる者は、愛心を生せざる道理にて、不知々々、平生之取扱、片落到に相成り易きものに付、此所深く心を用ひ、下方依怙なりと申様之儀無之様、取扱可申事。

一何れの村々も、年來困窮に及び、人氣風儀も悪く相成居候事ゆゑ、之を一洗致し、舊復之場に導き候は、不容易儀、一村の目當と致し候は、掛合之行狀に付、専ら正路潔白を守り候は、素より之儀、第一誠意を先立て、萬事一身を慎み、諸民の嘲り無之様、可心掛事。

一村之人民一體に見渡し、大小知愚共に永安之地に、御導き被下候仕法に付、必愛情之心を生じ、偏頗之理解取扱等無之様、深く心を盡し可申事。

一村之向背、人氣之進退、皆是御仕法掛之一身に歸し候儀は、勿論之事に付、村方之宜しからざるは、村方の所爲にあらず、掛り合の至らざる所と、日々に我身を顧み、我心を責め、萬事實意第一に世話差加へ可申事。

一村々出張之面々、月境には暫時引取り、役所へ相詰め、互に申談じ、諸普請



諸願向等、何事に寄らず、見込を相立て、可否差圖を受け取扱可申事。  
一 富る者奢に長じ、貧き者は惰遊に流れ、終に貧富共に退轉に陥り候は、人情之通弊に候間、富る者奢を戒め、餘財を譲り、貧き者一途に勤業に趣き互に讓道之奇特を相立候様、教誨に及び、引立可申事。  
一 所謂物之不等は、物之情にして、村々之情實同一ならず、物毎に相當自然之道なきにあらず、彼に是にして、斯に非なることあり、斯に是にして、彼に非なることあり、一たび處置其至當を失ひ候へば、永年之憂を生じ、改むることを得ず、假令小事に似たりと雖も、取扱はざる前に御良法之深理を以て、其當然之道を量り、問合之上、取扱ふべく、總じて一己之見を以て、取計候儀は、見合はせ可申事。  
一 地方普請之儀、永年之便利に相成り、手堅く出来候様、心を盡し可申事。  
一 家普請之儀は、専ら丈夫を主とし、無益之造作無之様、世話致し、尤も拜借普請、奢りケ間敷造作致さざる様、嚴敷差圖に及び可申事。  
一 但家之大小は、其分限、並に本人之精不精に由るべき事。

一 地方普請之節は、諸人足に先立、未明より場所へ相詰め、差圖致し、夕刻に至り、明日之手配夫々差圖に及び、人に後れ引取り可申事。  
一 村々家作並地方諸普請に至る迄、立掛り厚く世話差加へ、普請中御入用筋巨細に取調べ、普請出来候はゞ、早速先形に基き、清書致し、役所に差出し置き、勘定向聊か延引混雜致さざる様、心掛け申す可く、尤總じて御扱ひに相成候事は、其都度無延引取調可申事。  
右有増之事のみ相記し置き申候。誠に御仕法之儀は、興國安民之大業にて掛合被仰付相勤め候は、容易ならざる儀に付、僅に一民之取扱道理に違ひ候而も、御大仁之御良法を汚し奉り、御藩内一體之人氣向背に拘り候こと故、萬事戰兢之心を存し、一言を下し、一步を進退すといへども、誠忠の志を失はず、専ら御仁徳を擴充し、天民永安之道を目當と仕り、村々取扱候儀第一之事に候。



前數章に述べたる如く、仕法が即時に、俗を移し、風を易へ、窮を救ひ、貧を濟ひ、業を開き、産を興したる、有形無形の効果は偉大なりしが、單に生産の増加貢租の増收のみにも、弘化二年の調査に左の如きものあり。

一年増收  
六千俵

- 一 米千俵 櫻町三村
  - 一 米三百俵 青木村
  - 一 米千五百俵 谷田部茂木
  - 一 米千五百俵 烏山
  - 一 米千五百俵 下館
  - 一 五千八百俵 毎年増收額
- 又弘化元年の調査に依れば櫻町仕法中翁が新築したる家屋  
宮二社  
寺二箇  
堂一字

櫻町の統計

陣屋附屬官舎以下 十一軒  
郷藏 一箇所  
民家 九十六軒

維新と仕  
法

あり、凡そ仕法は、大用大効、小用小効、一年行へば一年の益あり。一村行へば一村の利あり。其の期間の長短と、場所の廣狹とに應じて、相當の效果ありたることなれば、右の後に着手成功したる、相馬百一箇村、日光八十九箇村に於ける、有形無形の効果の大なりしは、亦推知すべく、前後通じて二十九萬石の公領私領に於ける、成績の大想ふべし。然るに各藩各地とも、維新後制度風俗の一變に因りて、仕法の効果、或る意味に於て消滅したれば、やがて時過ぎ人去りては、民亦報徳を言ふもの無きに至れるは、是非もなき世の有様なり。殊に日光神領の如きは、舊時特別の仁政に浴して、民佚樂に狎れ居けるに、維新後平等の政治を受け、均一の租率を課せらるゝに至りければ、折角仕法成功の恩澤も、一朝水泡に歸せし上に、當時巨萬の仕法金を借用し居たる者、僥倖に



相馬人士  
と報徳

して債權の棄捐に逢ひ、其の債務を私したれば、人情の弱點として、報徳の事は勉めて湮滅せしめんと欲するに至り、猶更冷淡になりゆけり。獨り相馬は其の仕法も、明治五年の最後まで存し、翁が子孫と、富田齋藤等の高弟が住居したる所なれば、仕法の變態も興復社となりて存續し、精神感化も猶著しきものあり。若し今日の相馬人士にして、其の父祖先輩が往時報徳の大檀越大支持者として、活動せしが如く、今後の報徳事業に對して、積極的に活動するあらば、翁が遺業の發展は、一層迅速廣大なるべし。今後の報徳事業とは、結社と教化と即ち是なり。

### 一七 仕法雜事

翁が櫻町の仕法に於けるや、凡そ善政仁術に就いては、あらゆる手段を試みたるが、元是病人の看護なりしを以て、保護干涉周到に過ぎて、或は彼の惰民をして、初め繁雜を感せしめたるもあるべく、或は恩に狎れしめたることもあるべきか。就中例の勤儉の厲行は、最も惰者と驕者との忌む所なりしに

保護干涉

願届を書  
面とす

其の令違

猶翁は之に加ふるに一層悦ばれざる新令を以てしたり。一層悦ばれざる新令とは何ぞや。願届を書面に依らしめたることは是なり。文政十年八月、仕法は未だ一向に進行せず、是非混沌たる際に於て、翁は嚴令を下して曰く

『是迄都而諸願届之儀、多分口上にて相届來候處、自今之儀は、願届共に、都而書面を相届くべく、一體縁邊之儀者、格別之廉目之儀に付、願も無く内々に相對同様取計候儀者、是迄之仕辭も可有之候得共、甚以惰弱なる儀にて銘々心得違ひ之事にて有之間、以來相改め、右等之趣、小前之者共へも不洩様宛と申聞け、縁邊之儀に限らず、都而人別之増減に相拘はり候儀に付、願届之儀、都而名主共方へ下々より相届けさせ、承り糺しの上、當人共組合連印を以て萬端相願はせ申すべく、村役人共第一村方取締に相拘はり候儀に付、篤と申合之上、萬端取調候て、相願可申候。村役人共へも無斷相對を以て、妻杯を引向け、他村之もの共男女に限らず、無沙汰に差置候族も有之由相聞え、不埒之事に付、以後之儀は夫々相届候て、差置かせ可申候。村々人別之儀、甚混雜いたし居り、畢竟是迄人別取調方等之儀、甚惰弱故之儀に有之



候間以來之儀は、別而心附情弱之儀無之様取計萬端願届等之廉々相立候様、心懸可申候。其外逆も御届等之儀は、都而同様之儀に付、寤と小前之者共へも申聞け本文箇條之通相守らせ可申候。若又心得違情弱なる者共有之候は、用捨なく可申出候。但願届等之儀は、村役人共奥印を以て可差出候。而して其の願届の箇條なるもの、大要左の如し。

「願届之箇條」

- 一 養子願 一 縁組願 一 養男女取遣願
- 一 他所へ男女内用逗留差遣候届
- 一 一季奉公稼罷出候届
- 一 他所者逗留差遣候届 但病氣之次第に依りては先方へ差戻すべく候
- 一 百姓式相續届 但男女出入奉公稼歸村等も同様書面の事
- 一 出生届
- 一 死失届
- 一 欠落届久離願檢使願等之儀は都而是迄の通り

他村へ嫁  
入を禁ず

右之通、今般願書之廉々、夫々相改候に付、心得違之儀無之様、村役人共一同申談、村方人別等混雜無之様、寤と廉目相立候様、心懸、厚く申談し取計可申候云々」

情民に嚴  
法

猶同時に三箇村役人に令して、他村へ嫁、婚、養、子、女等に差遣はすこと、相成らずとの禁令を申ね、其他一切戸籍取扱を嚴密にすべき旨を命じ、「若し心得違之族も於有之は吟味之上、急度申付候間、兼て其旨可相心得候」と附言したり。是當時の施政上、蓋し必要の事たりしと雖も、紀綱弛廢に馴れたる村民が斯る嚴重なる政令を受くるは、恰も今の韓國民が日本式の法令を施行せらるゝにも似たるべく、善惡利害の如何を問はず、唯一概に不便窮屈を感じたるに相違なし。折も折とて有名なる仕法の妨害者豊田正作も、此の年赴任したることなれば、吏民相待ち内外相應じて、陰に陽に反抗妨害したるにぞ、此の翌文政十一年四月には、翁は憤慨憂悶して、長文の意見書を宇津家に提出し、勤番の常務を辭せんと請ふの事あり。其の翌文政十二年には、翁が成田へ參籠の事あり。村民が江戸宇津邸に至りて、仕法撤廢の願書を提出すること

抗民の反



あり事情は益々紛糾するに至れり。如何に救恤の蜜、獎善の砂糖を以て、過分の甘味を配合したりとは雖も、仕法は到底良薬なり。良薬は到底愚民の口に苦かりしこそ、是非なかりけれ。

右願届を書面に改むるの趣意は、規律を正し戸籍を明にし、統計を確にし人口の減少を防ぐ等に在ること、文面の意味にて推知せらるゝが、翁は夙に村政調査の必要を感じて、久しく之を望み居しも、仕法繁忙の爲に其の閑を得ず、終に櫻町開始後二十三年即ち弘化元年に至りて、二箇村の調査を完成したり。其の書、文庫宇津家の部に在り。三村の地理歴史より、神社佛閣等の由来、農工物産、人民の職業、其の他各種の記録統計を含む。但統計こそは今日の比して粗略なれ、大體に於て、今の町村等にも稀に見るべき好調査なり。

村勢調査

### 一八 日光仕法雛形要領

弘化元年四月五日、翁日光神領仕法調査の命を受け、爾來弘化三年に至る二箇年餘、江戸に於て専心に調査し、三年六月二十九日を以て、幕府勘定所に

六十卷

仕法の通則

提出せるもの即ち、日光御神領村々荒地起返方仕法附雛形是にして、初め八十四卷、後約して六十卷となしたり。是日光云々と題すれども、實は日光の實地に關係あるにはあらず。櫻町以來翁が各地に施行したる實驗に基づき、理想を加へ、報徳仕法の通則を、集大成したるものにて、原理教訓計算の一切を含み、翁が遺書中頗る重要なものなれば、特に其の要領を紹介すべし。

翁は總目錄の跋に記して曰く、

「右者今般格別之御仁恵を以て、日光御神領村々荒地起返方仕法附見込之趣、委細に申上げ奉るべき旨被仰付候御趣意に基づき、日光御神領村々荒地起返方仕法附雛形と表題相認め奉差上候目錄、如此御座候。尤去卯年(天保十四)被仰付候御勘定所附御料所村々、或は御代官所村々、又は私領村々荒地起返暮方取直し舊復之仕法、取行方之儀は、何方にても同様に相當り可申候。

御普請役格

弘化二乙巳年五月

二宮金次郎



亦以て此の書の性質を伺ふに足るべし。さて六十卷を分つこと左の如し。

- 甲 六卷 乙 六卷 丙 六卷
- 丁 六卷 戊 六卷 己陽三卷陰三卷
- 庚陽陰各三卷 辛陽陰各三卷 壬 六卷
- 癸 六卷

甲は天徳現量鏡より來り、積立金利倍増殖の計算を示す。但し卷首に

一種根葉混沌之圖

一種開闢根葉之圖

種生花實輪廻之圖

の三圖を掲げ、次に草木過去現在未來の解、及び道歌、次に蒔米種、生米草、發米花、結米實の辭等、數十百種を載すること、各卷相同じく、以て報徳の原理を示し(第一篇參照本文の數字が、單に無意義の數字にあらざること)を知らしむ。本文利倍計算は五分より三割に至る六種にして、其の三周度百八十年の元利金額左の如し。

利倍計算

五分利

一元金一兩也

百八十年元利金六千五百十七兩二分永二十五文九厘

一割利

一同上二千八百二十二萬八千二百六十五兩二朱永二十七文八分二厘

一割五分利

一同上八百四十二億五千八百三萬三千六百七十七兩三分二朱永五十八文

五分二厘

二割利

一同上百七十八兆九千五百九十九億八千二百七十三萬七千五百十八兩永三十

一文七三

二割五分利

一同上二十七京七千八百四十五兆六千八百五十三億二千七百十五萬八千

三百十七兩二分二朱永五十六文五四



三割利

一同上三隊二千三百四十四京七千二百七十七兆六千七百五十二億九千六百五十四萬六千七百二十八兩二分二朱永七十六文六二

乙六卷は地徳開倉積より成り、荒地起返餘力の割合の計算にして、餘力皆無年々一反歩の循環より、餘力一斗乃至五斗までの開發割合毎年表を收め卷首に土地開墾に關する重要な心得書を載す。其の要旨に曰く、

『荒地起返先後得失目錄』

着手順序  
と經濟學

一 凡荒地起返方に先後得失あり。大村小村大家小家に限らず、總反別之内極めて地味よき部分より始むべし。地味良き土地は、耕耘萬端勞少く、狭き地積に收穫は多し。故に之を先とすれば、其の潤澤を以て薄地産田も終に自ら開發せらるべし。

二 凡そ畑方は耕耘の勞多く、多く人夫を要し、而して收穫の雜穀は廉價なり。之に反して水田は、牛馬耕をなすに適し、多く人夫を要せず、收穫の米は高價なれば、田を先にして畑を後にすべし。然らば田作の潤澤を以て

畑は自然に開かるべし

三 凡そ居村人家に遠き地は、耕耘運搬に不便なるが上に猪鹿鳥等の害多し。故に先づ近き地を開きて資力を養ひ、後漸次に遠きに及ぼすべし。

四 凡そ通路悪しき地は、肥料收穫の運搬に不便なり。故に先づ通路良き土地を開き、其の餘澤を以て、道を開き橋を架け、漸次之に及ぼすべし。

五 凡そ水掛り悪しき土地は不利多し。故に先づ水掛り良き土地を開き、其の餘澤を以て、用悪水工事を營み、而して後に之に及ぼすべし。

六 凡そ久しく荒廢して地味の善惡熟不熟分明ならざる地は、直に之に着手せず、先づ其の隣村の田畑質地を受戻し、或は買入れ、其の耕作の餘澤を以て、漸次右の荒廢地に及ぼすべし。然らば若し瘠地に逢ひ、收穫を得ざるも、土臺金を失ふ憂なし。

七 凡そ極難衰貧の村は、人口稀少精力弱く、荒地を開きて之に與ふるも持續し難し。故に先づ良好の田畑質地を受戻し、又は買入れ、其の收利を以て土徳の尊さを知らしむれば、終に自然と見馴れ聞き馴れ、自ら進んで



荒地を開くに至るべし。

八凡そ田畑になり難き薄地、野火附きて焼失し、荒野となれる難地あらば速に協議戮力して雑木を植附け、年々野火を防ぐべし。然らば下草落葉等多く、以て田畑の肥培とすべく、且つ五七年も経ば、其の雑木は用悪水路等工事の杭木に用ふべし。十年乃至二十年には、雑木は以て薪炭となすべく、二十年乃至三十年には、松杉檜等は以て柱桁建築材木となすべし。其より猶年經るに隨ひ、板小割家小屋船橋等の用材に供し、意外の利益となりぬべし。凡そ貧民は今日を急とし、陰徳積善の道理を知らず、今日種を蒔き木を植附け、何時の世、誰の用に立つべき、我等の間に合ふものならずと、嘲るもあらんなれども、是全く國用なれば、目前是非の事情に泥まず、多少に限らず、種苗植附、勉めて野火を防ぐべし。人皆住する家屋を初め、座上日用の箕盆茶臺膳椀に至るまで、十年二十年にて成るものにあらず。皆是先祖前人が、後代の爲に植置きたる、其の餘澤を今日享有し居る次第なれば、之に鑑みて、「一同相勵み、追々植附け、萬歳を相樂み

申度事に候』

是より本文に入りて各種計算を掲ぐ、其の結果左の如し。

餘力皆無の循環

金一兩を以て、田一反歩を開き、米一石を得、次年其の儘他の窮民に譲り、次年又其の儘新來民に譲るといふ如く、六十年間六十人に耕作利得せしむれば、六十年後、依然として田一反歩、收穫一石なり。

餘力一斗開發増加

收穫一石の内、一斗を除し、之を用ゐて新に田一畝歩を開き、斯く年々收穫の十分一を開發増加に用ゐれば、六十箇年都合反別二十七町六反五畝二十二步半に至る。以下二斗より五斗迄

二斗使用開發増加

同上四千六百八十町六反八畝七步半

三斗同上



同上五十二萬七千八百九十五町六反四畝三步

四斗同上

同上四千八百八十一萬六千二百四十町五反一畝九步半

五斗同上

同上二十四億五千四百十八萬二千二百五十三町二反六畝步半

丙六卷は亦開墾計算にして、收穫の半を増加開墾費とし、開墾費一反歩一兩より六兩迄の六種、各一周度の毎年計算を掲げ、各卷尾に開發動行談、一畝耕耘談、一株植附談、一株刈取談、米穀産業談、田地賣買一村無増減談、及び報徳富國談等を收む。

丁六卷は、鐵下年季二十箇年の開發雛形にして、丙各卷の如く、開墾費金一兩より六兩までを載す。

戊六卷は、鐵下年季十箇年の雛形、丁號の趣旨に同じ、

己陽三卷、無利十箇年賦貸附三種の雛形を收む。各卷首に助貸救恤の心得數條を詳述し、本文は第一卷純無利循環第二卷冥加金一箇年分、之を毎年救

恤費に充つるの計算、第三卷は同上冥加金を費消せず、年々元金に繰入るゝの計算なり。第三卷の結果、左の如し。  
一元金百兩也 十箇年賦報徳冥加金一箇年分として貸附くれば六十年度

現計

一金千七百七十二兩永四百五文九一 貸附總高

内

金千五百四十兩餘

返納濟

殘金二百三十二兩四十八文八三

己陰三卷は、百兩の開發田、作徳一箇年金十兩、之を無利十箇年賦にて貸附け、尙年々作徳を繰入るゝの計算を掲ぐ。其の第三卷

一元金百兩也 此の開發田作徳年金拾兩之を十箇年賦、冥加金一箇年分を

以て貸附、猶年々斯くの如くにして増殖すれば、六十箇年現計

一金四千七百五十七兩餘 貸附總高

内

助貸及び  
冥加金計



金三千八百五十三兩餘  
返納濟  
殘金九百四兩餘  
貸附現存高

即ち増殖金高となる以下

庚陽三卷 庚陰三卷 辛陽三卷 辛陰三卷は、己陽陰の例に依り、庚は七箇年賦、辛は五箇年の各種計算を載せ、

壬の上三卷 は置据後年賦計算

壬の下三卷 は救恤賞與及び助貸の雛形を納め最後の

繩索計算

癸號 に至りて局面一變、農民各自勤儉の効果を例示す、即ち日掛繩索手

段にして、第一卷は戸數五十軒、第二卷は六十軒、第三卷は七十軒、第四卷は八十軒、第五卷は九十軒、第六卷は百軒に對する、毎年計算表を納む、今其の五十戸の分を抄すれば、

戸數 五十戸  
一日毎戸 繩一房宛  
此價五文

計一日五十房

代二百五十八文(八文の端數を生ずるは九六百錢勘定の過剩なり)

計一月千五百房

代七貫八百十二文

爲金一兩二朱錢五百文但六貫五百文替

計一年一萬八千房

代九十三貫七百四十八文

爲金十四兩一分二朱錢三百十二文

以下一日五房までの各計算を示し、最後に此の日掛繩索法は、單に其の所得を利とするのみならず、人民の誠意如何吏人の處理如何を試験するの法なりと説明し、此の法満足に施行せらるれば、仕法は之に伴ひて行はれ、荒地起返入百姓人別増窮民撫育借財返濟村柄取直し舊復の目的は必ず達せらるべしと結べり。

仕法の神髓

以上通計六十卷之を繕かば一日にして、當時の仕法の神髓を看取し、同時



に今の自治團體、報徳社、乃至一家の事業經濟に適用し得べき部分を發見するを得べし。世の熱心なる報徳研究者、一たび彼の書を熟閱するを怠る勿れ。

### 一九 利根分水路の事

利根分水路、印旛沼開鑿整理の工事は、徳川氏時代の一大問題にして、二宮翁以前に其の工を起したること、蓋し數次なり。有名なる農政學者佐藤信淵は、之を良策と主張せしが、翁は不可能として、之を排斥したり。明治に至りても、猶此の企圖は試みられしが、結局實現せらるゝに至らず。識者は同じく之を不可能とせり。今天保十三年十月、翁が幕府へ仕官の初頭、所謂御目見え奉公として、該地を踏査し翌月意見を答申したるものを左に掲ぐ。其の如何に不得要領にして、如何に要領を得たるか。如何に辭令の巧妙にして、如何に諷刺の辛痛なるかを見よ。蓋し亦珍文なり。

佐藤信淵  
と反對

蓋し珍文

利根川分水路堀割御普請見込之趣御尋に付申上候書附

今般格別の御仁恵を以て、關東第一之大流利根川、其の異名坂東太郎、大雨

洪水之砌田畑諸作流亡致し、民家浮沈の危難、御救ひの爲、分水路見分目錄見御用被仰付、下總國印旛沼水落し安食村地先より、水面幅廣狭不同長サ曲直凡七里餘、夫より分水路堀割御普請所之儀は、沿岸島田村字平戸橋より逆流、沼川筋柄井村地先高臺に至而は、深サ六丈三尺餘、夫より花島村沼田通檢見川地先、南海之みぎはに至る迄、凡長サ四里半餘の間、或は高臺自然山、或は岩土眞土、或は谷間水溜り、或は古川筋粘泥、又は水田沼田、開闢以來相續之地、水脈土脈一時に堀切候段、容易ならざる大業、御趣意に基づき、頻りに進み、勤勞を盡し、御爲筋は勿論、出來致し安く手輕に申立候共、信見用仕り難く、猶又恐れ慎み、故障差支のみ掛念仕り、出來致し難く、手重に見込申立候共、是亦信用仕り難く、其の虛實譬へば鳥の玉子にひとし。正に雌雄ありと雖も、何分相分り難く、一化して後雌雄顯るゝが如く、其の實用は日往き月來り、事成るに及んであらはる。況んや此度之大望全く成就不成就之儀は、見留無御座、恐懼歎息のみ、實に奉恐入候。若又止む事を得ず、此度流亡浮沈之憂、御救ひ被下置候儀に御座候はゞ、金銀多少増減を計らず、年



月之長短を限らず、忠士賢者に御任せ、永世之御爲第一に被仰付候は、急度水配牧民之御趣意成就仕り、野常總奥羽に至る迄舟道相開け、財用の融通宜敷、都鄙之繁榮、本朝之大幸、萬代不朽、莫大之御仁惠と仰ぎ奉り可申候。右は今般格別之御趣意を以て、利根川筋水災御救ひの爲、分水路見分目論見御用被仰付見込之趣委敷御尋ねに付見聞に及び候次第、有體書取り恐れを顧み奉らず、此段奉申上候。

御普請役格  
 天保十三年壬寅十一月  
 二宮金次郎  
 然るにも拘らず、幕府は他の吏人を用ゐて、右の計畫を試みしが、翌年終に中止したり。

### 第三篇 報徳の結社

#### 一 仕法と結社

仕法と結社の差  
 第二篇に詳述したるが如く、仕法は、一、の政治なり、故に政權を伴ふを要す。結社は同志の結合なり、故に合意あるを要す。仕法と結社との差は、唯此の數言に依りて判知し得べきことなれども、猶念の爲に細説せんに、

- (イ) 仕法は租税を制限し増減免除することを得
- (ロ) 結社は之を爲すことを得ず
- (イ) 仕法は命令を發して強行す
- (ロ) 結社は之を爲すことを得ず
- (イ) 仕法は吏人を指揮使役す
- (ロ) 結社は之を爲すことを得ず
- (イ) 仕法は賞罰を強行す

其の比較



- (ロ) 結社は唯合意ある場合に於て、賞を行ふを得。
- (イ) 仕法は合意を要せず、政權を要す。
- (ロ) 結社は唯合意を要す。

然れども結社は元來仕法の變態なり、應用なるを以て、二者同一若くは類  
似の點亦固より少らず、其の大體の目的を同じうするは論なく、施行條件に  
於ても兩者共通したるもの、

其の共通

- (1) 善行の奨勵
- (2) 勤儉の厲行
- (3) 日課索綯積金
- (4) 助貸救恤

等の如きあり、之を要するに仕法は官業の郡村改良策なり、結社は民業の郡  
村改良策なり、故に結社は唯政權を伴はず、合意のみを以て爲し得べき範圍  
に於て、報徳仕法の爲す所を爲したるものと謂つて可なり、但し仕法は主と  
して翁が生前に其の指揮監督の下に行はれたるものなるを以て、殆ど一定

の法則あり、公領私領に由りて、稍、其の状態を異にせるも、未だ甚しき差別を  
生ぜざりしと雖も、結社は多く門人に依りて傳播せられ、長く後年に互りた  
るを以て、時所に應じて著しき等差あり、例へば下館、信友講の如き、單に勤儉  
貯蓄助貸救恤の組合に止まりしものと、相摸の克讓社乃至駿遠の或る舊報  
徳社の如く、最も仕法に近きものとを生じ、又近くは相馬興復社が、北海道に  
於ける拓地殖民事業の如く、現今の制度状態——殊に特別の自由を有する  
北海道の制度状態に於て、許す限り右の仕法を再現したるものと、駿遠其の  
他の報徳社の如く、範圍の狭きものとを併せ有し、殊に細目に於ては、古今の  
變遷甚しきを見るに至れり。

結社は年所既に久しく、地域も遠近に互りたるを以て、其の種類も少から  
ず、然るに今の日本は、一畿七道の舊日本こそ、畫一政治の下に在れ、曰く沖繩、  
曰く北海道、曰く臺灣、曰く樺太、曰く滿韓に於ける殖民地、租借地等、著しく其  
の民度を異にし、著しく其の政治的年齡を異にする、難駁なる領地所管を合  
むことなれば、是等各地に適用せんには、古來の種々の報徳結社を、研究參酌



結社の種類

すること亦必要なるべし。故に著者は、結社の連絡を統合するの必要を認むるものなれども、其の結社の種類は、多々益便なるべきを思ふものなり。以下請ふ種々の方面より結社の研究を試みん。

## 二 結社の由來

仕法の變態

下館以下

報徳の結社は、其の仕法の變態なり。應用なり。蓋し仕法は前述の如く、政權を伴ふを要し、事容易ならざるを以て、其の政權を伴はざる場合、特に輕便を要する場合の爲に、翁が特に案出したるものなり。而して其の起原は、明徴の存する所に於ては、天保十四年正月に成れる、下館の報徳信友講(次に出す)を最古となす。次に同年四月、小田原町にて、竹本孝右衛門、小島忠次郎等一社を組織せしが、後一時中絶せしも、程なく復活せられて今日に至れり。故に現存の報徳社にては、通例此の小田原を最舊となせり。次には遠く遠州に入り、遠駿二州に瀰漫して、終に二州は現今に於て、報徳結社の淵藪たるに至れり。今其の系統を尋ぬるに、初め相州大住郡大山麓密正院なる修験の子に、安居院

弟安居院兄

萬人講

庄七勇次郎の兄弟あり。天保中、小田原曾比竹松の仕法に際し、臨時書記に雇はれて翁に仕へしが、此の間に仕法の大意を習得し、時到らば實地に之を應用せんことを志せり。さて兩人河内國田口村、杉澤作兵衛なる者が、發起せし、萬人講と稱するもの、事に付、屢、東海道を往復せしが、弘化三年十一月歸東の途、三州藤川宿菱屋嘉兵衛方にて、遠州長上郡下石田村(後の有渡郡石田村)與平治が、日本國中の神社佛閣を順拜したる特信者なる由傳へ聞き、乃ち彼を其の家に訪ひて、右萬人講の事を議せしが、翌四年春三月、伊勢參宮の途、又與平治を訪ひ、相伴ひて太廟に詣り、上下の道すがら報徳の道を説き、之を諭すこと懇切なり。與平治熱之を聽きて感服し、歸途其の家に二人を請じて、隣保を集め道を説かしむ。是に於て郷人感奮して連中を組織し、報徳勤行をなす。是實に結社が駿遠に入るの嚆矢なり。而して此の連中を今の駿州西報徳社の祖となす。

次に嘉永三年中、相州大住郡片岡村今の中郡金目村、大澤小才太が、篤志を以て行ひ來りし、其の村の仕法を結社となし、翁に請ひて、克讓社と命名す。是



社號あるの權輿なり。次には安政三年、駿州庵原郡の柴田順作、一社を起し、も振はず、中廢の後明治九年之を再興したるもの、即ち駿河、東報、徳社なり。後慶應三年の頃、小田原報徳社の福山瀧助、遠州に入りて遠讓社を立つ。維新以後、猶漸次に増加して、現今遠州のみにても、遠江國報徳社、同報、徳遠讓社、同報、徳報、本社の三大社あり。駿河に東西二大社あり。何れも數十の町村社、支社を有して、斯道の普及實行に努めつゝあり。又相馬に於ては明治十年、富田齋藤大槻等二宮尊親氏を輔けて興復社を起し、東北數州亦之に屬して、結社するものあり。其の他甲信越等の諸州、新舊の結社散在し、今日全國の結社數は蓋し、數百以上なり。

現今各社

### 三 下館の報徳信友講

前述の如く下館の報徳信友講は、報徳結社の鼻祖と稱すべきものなれば、特に之を詳説せんに、抑下館は藩主以下一統の懇囑に依り、仕法實施中なりしを以て、領内農村に於ては、固より結社の必要なかりき。然れども城中諸士

報徳忠臣  
四十七士

は、直接に其の施行を受けざるを以て、別に各自の合意を以て之に代はるもの興し、一は自ら救ひ、一は藩主發憤勉勵、藩政を改革するの趣旨にも副はんと、報徳の忠臣四十七士、連判の上實施したるもの、即ち報徳信友講なり。

斯くて天保十四年、閏正月朔日より、一戸毎日常四文づゝの錢を積立て、十二月に至り、第一回抽籤助貸を實行したるが、其の時の議定書左の如し。

連判の議  
定書

「新語曰、有國家者、不患寡而患不均、不憂貧而患不安。蓋均無貧、和無寡、安無飢。因茲富貴の者は其の身の冥加を省みて、暮方を取縮め、其の餘澤を貧窮に譲りなば、貧窮の者は其の恩澤を報せんと、貧富相俱に親み勵みなば、ひとしければまづしきことなく、やはらげばすくなきことなきの道理。斯くの如く、上下貧富相和するときは、其の國安穩無事疑なきことを各發明致し、今般報徳信友講を取結び、日々銘々入用之内、四錢宛何にてなりとも省略致し、積立置き、月々十五日に六十文、晦日に六十文、一箇月に錢百二十四文宛差出し申すべく候。尤も加入連中にて申合ひ、取集め、



世話人方へ日限通り相届け帳面に記させ可申事。  
一月々積錢集め之儀、定日吳々相違なく差出し可申候。日限延引等有之候  
而は、往々未熟之基にて、止むことを得ざれば、詰り斷りなく除連致し可  
申事。

報徳金二  
十兩

一 信友講申合取立候段、二宮金次郎殿承知致され、奇特之趣にて、報徳金二  
十兩加入致し呉れられ、積金都合三十兩三分二朱餘に成、存じ寄らざる  
儀にて、一番より五番札迄入札之上、褒美貸に相成候。尤も以後も、連中其  
の年積立之高丈は、年々金次郎殿加入致し呉れられ候趣に有之候事。  
一 右貸附金無利息七箇年賦返納故、借財返済之一助にも相成候歟。又は暮  
方立直りの基にも相成、實に忝く相心得候は、年賦割合丈一箇年、報徳  
加入金として差出候へば、追々金高相嵩み、不時臨時有之連中にて差支  
之節は、申談之上、相互に助け合ひも相成、朋友之交り厚く、一段宜しく可  
有之事。

一 入札之大意は、論語曰、舉直錯諸枉、能使枉者直と、これ有る所の、全く正業

にして、常々心掛ケ宜敷詰り上下之爲にも相成候程之者にて、當時困  
窮と申す者より舉用致し候に付、一統之見競を以て入札致し、十目の見  
る所、十手の指す所を則とし、一二三之次第定まり候事、少しも依怙、私な  
く、書曰、天視自我民視、天聽自我民聽、天然自然にて、舉揚致され候者は益、  
善事に進み、又其の事に預からざる者は、其の身の不善を省みて、慎を重  
ぬるの意味、至つて深切なり、素より富貴貧賤は天に在らず、地に在らず、又  
國家に在るに非ず、銘々の一心にある所なれば、全く他に在らざることを  
悟つて、日々の勤を勵み、驕を省き、分限を引去り、小を積み大に至るの  
正業を、同志の者申合ひ、積錢の次第、先般御内聽に達し候處、苦しからざ  
る旨、御沙汰に付、猶御同意之御方は、御加入可被成候。一人立節を盡し候  
ては、他に譲り候程の積徳には容易に及びがたき所、大勢一致の精力に  
ては、纔の積立にても、往々一藩の備に罷成候は、寸忠にも相當り可申、  
譬へば千里之旅行も、一步より發り候道理、然りと雖も、衆一和ならざれば  
空しきが如く、眠れるが如くに候へば、一藩の精心次第、終に御上之御



犬馬にも  
愧づべし  
との制裁

趣意を補ひ奉り候程にも至り可申、扱又右之心底にて組立候貸附金之儀に付、年賦返納聊滞り有之間敷候へ共、万々一素意を忘失致し、不實に流れ、恩を請けて恩を報せざる者は、犬馬にも愧づべきこと、一統議定致し候處、仍而如件

天保十四癸卯年十二月』  
さて第一年の計算、左の如し。

一積錢七拾貫五百文 總人數四十七人分

此金拾兩三分二朱錢四百三拾六文

一金貳拾兩 報徳莫加金ノ内 二宮金次郎

合金三拾兩三分貳朱餘

無利七箇年賦貸附之事

金八兩 一番札

金七兩 二番札

高木權兵衛

小濱貞平

權兵衛の  
自信

『拙者義元より難澁此の上もこれ無く、志之處、宜しき哉に、存候へ、共我が事は申述べ難く、依而鈴木郡助と存候』

と抑、助貸の投票は、最も貧窮にして、兼ねて心術の正しき者を選ぶを目的とす。乃ち高木は己こそ最必適と自任せしも、自選は心外なればとて、特に其の旨を記入して、他人を投票しけるなり、然るに十目の視る所、亦彼の自信と違はざりしと見えて、彼は六票の最多數を以て、第一等に當選したり。其の投票文の申し條が、率直にして男らしく禮ありて卑陋ならざる所、二宮翁が特に



貧窮の投票選定  
英國の貧民法

感稱せし所なり。而して右諸人の借用證書には、各當該推選者が連帶保證をなすの定なりき。亦面白き規定と謂ふべし。  
投票に依つて貧窮の程度を選定するは、報徳仕法及び結社の特色にして、今日の如き虚飾多き社會に在りては、寧ろ奇異の感を起さるべき所なるが英國現行の貧民法に於ても、亦類似の投票法ありしやに覺えたり。

#### 四 遠州の舊報徳社

報徳社の三期

假に報徳社の歴史を悠久なる一國一社會の歴史と看做し、其の七十年を三千年と看做し、而して之を三期に分つて觀察すれば、天保時代は上世的、寧ろ源始的にして、弘化以後は中世的、廢藩置縣後は近世的なり。前章既に源始報徳社なる下館信友講を掲出したれば、茲には中世的報徳社なる、遠州舊報徳社の一例を説かん。是前第二章に記せし、安居院兄弟が弘めしものにて、各社略ぼ其の規模を同じくしたれば、今彼等が創業の翌年嘉永元年に成りたる、遠州周知郡宇刈郷、中村の連中の、連盟書を掲げん。曰く

中村の連盟書

「毎月參會之定日には、兼而一同申合、朝より心掛け、七の時午後四時に仕舞ひ、暮前に餘業を務め、夕飯後相互に誘引合ひ、早く打寄り、餘事の咄は一切致さず、第一に重立候者の内にて、一同へ御報書を讀み聞かせ、銘々勤行之圖を見て、能々感服いたし、農業は勿論夫々備はる家職、眼前正業之勤方、始終辨理宜敷事を工風いたし、往々村爲に相成候様、萬事正直を以て相談致すべく候。毎々寄方遅き時は、ちのづから仕舞も遅く相成候得者、又明る日の障りにも相成可申候。外々の參會とても、同様之事に候。以來は一統に氣を揃へ、早く寄り合ひ、早く戻りて、早く寝て、明朝早く起きて、家業を相勵み、勤行致度事に候。

朝起の癸

古語に家之盛衰は、朝起きるの遲速を以て誠むべしと言ひしも宜やかなるかや。

君子必慎其獨

山寺の鐘つく僧の起ふしを

知らで知りなん四方のひとく



議定一札之事

一此度當村之者實意を申合ひ、農間朝夕丹誠致し、第一に繩索、并に沓、草履、草鞋等に至る迄懈怠なく造り立て、其外何品によらず、出來之品々、今日御影之恩徳を送らん爲に、日掛積立致し可申旨、示談之上、一同承服仕候處實正也。然る上は、是迄義理と唱へ、組親類其外共取遣の儀者不及申、惣而費なる儀は一切相慎み可申候。以來連中之儀は、何事に限らず一同相談之上、萬端取計ひ可申候。爲後日連印仕候處、仍而如件。

神拜の約

孝行の約

一御公儀御法度之儀は、堅く相守り可申候事。  
一天照皇太神宮様、并に氏神様、毎朝、無懈怠、拜禮之事。  
一常々親孝行仕り、主従禮儀正敷、家内睦敷、親類中よく銘々家業之儀は、大切に相勵み、永久相續可仕候事。

一右追々積立候窮民撫育金之儀は、御報筋嚴重に相守り、其上困窮に相迫り候者へは、連中一統評議之上、入札致し、無利息年賦に貸付け、元金皆濟之上、未だ壹箇年禮金として相納め可申候事。

休日に道  
路修繕

一連中之者、途中にて相勤り兼候者は、勝手次第たるべく候。尤右追々積立候分は、報金に候へば相返し不申候。若跡より加入致度と申者有之候は、ば差加へ可申候事。

一休日には、一同申合、早朝より罷出、晝前迄村内の道造り致し、晝後より相休み可申候事。

一毎月參會之定日を究め置き、連中家並小口より順々夜分參會致し、耕作仕村方並肥拵方手入等は申すに及ばず、其外村爲に相成候事を談合いたし、萬事正直を可申合候事。  
右之條々堅く可相守者也

嘉永元戊申年十二月吉日

重世話人

茂兵衛印

世話人

與十郎

議定一札は定款なり。重世話人は社長なり。世話人は理事なり。村爲は公益



美ゆかしき  
美風ぞや

なり其の言ふ所簡樸にして而も情理は之を盡せり而して毎朝神を拜すべ  
きを言ひ毎休日には早朝より道路修繕をなすべきを定むる何等ゆかしき  
美風ぞや

當時各村の議定書を案ずるに概ね會日休日とも月に三回と定めたり亦  
以て社員新銳の氣事に倦まざりしを察するに足る。

猶茲に報徳同志及び世の家政整理者の参考の爲に當時の報徳社が貧な  
る社員の家政整理負債償却を助けたる一例を示すべし事は嘉永二年十一  
月佐野郡領家村の連中權平が一家の仕法に係る。

家政整理  
の一例

支出 佐野郡領家村

一屋敷 一箇所 權平

高三斗七升八合取米二斗六升四合此代金一分二朱餘壹兩米七  
斗替

一小作地作徳米納

一 貳拾七俵貳斗三升

一 此代金拾六兩二分餘

一 四百四拾壹文 村諸入費外諸係り

一 金壹兩餘 講事掛金四口

一 家内四人暮年中諸入費

一 日に玄米壹升貳合 一箇月同四斗二升

一 一箇年 同拾貳俵

一 日に搗麥 五合 一箇月同壹斗五升

一 一箇年同壹石八斗

一 金七兩二朱餘玄米拾二俵飯米代

一 金二兩二朱餘搗麥一石八斗代

一 金一分 糯米

一 金一分餘同麴二斗一升

一 金一分餘味噌大豆二斗一升

一 金一分餘味噌大豆二斗一升

一 金一分餘味噌大豆二斗一升

一 金一分餘味噌大豆二斗一升

一 金一分餘味噌大豆二斗一升

一 金一分餘味噌大豆二斗一升

一 金一分餘味噌大豆二斗一升

一 金一分餘味噌大豆二斗一升



一二百四十八文醬油大豆三升	一二百文 同小麥三升
一二百文 同鹽三升	一八百文 年中鹽遺料
一金二分餘線綿七反分	一金壹分 同染賃
一六四十八文 手拭六筋	一二百二十四文 元結油代
一三三三十二文 つけ油五合	一五百四十八文 燈油一升
一四十八文 蠟燭代	一金一分 薪代
一二百四十八文 紙二束	一金二分二朱 年中酒代
一六百元 年中肴代	一六十四文 庖刀
一金二朱餘 鍬拵賃	一四四十八文 鎌三枚
一百文 研石	一四十八文 小はし
一金一兩 肥養代	一四十四文 桶屋拂
一百十六文 手桶	一百文 柄杓代
一百二十四文 箕一ツ	一五十六文 箕一ツ
一二百二十二文 籠一ツ	一三十四十八文 笠三か

一三十四十八文 傘一本	一八十四文 下駄一足
一金一分 年中諸造作入用	一金二朱 年中小遣入用
一七十二文 伊勢御初穂米一升	一二十四文 氏神様夜燈料
一三十七十二文 出初穂 <small>勤人者共五升</small>	一百文 年神様
一二百文 寺附届	一三百文 盆中入用
一金二朱 法事	一三百文 藥料
一五十二文 <small>米五合 麥五合</small> 番人給米	
△金拾三兩一分錢拾貫四百七十三文	
五口合金三拾壹兩餘ト錢拾壹貫餘	
外に金貳分 雇人分	
△金三拾壹兩二分二朱錢拾壹貫餘	
此内減し方	
金五兩 雇人分守なしにして減しに成	
金三兩貳分餘 田畑年貢分六俵減し	



小以八兩貳分餘

全五收入

小作物實法高覺

一金貳拾貳兩餘 米三拾六俵三斗五升

一金貳兩 麥八俵

一五百三十二文 小麥八升

一金壹兩三分二朱餘 實綿拾五貫目

一金貳分貳朱餘 大豆五斗六升

一三拾貳文 小豆五合 一百文 粟三升

一七拾八文 黍壹斗五升 一七拾貳文 蕎麥壹升五合

一金貳拾六兩貳分錢三貫百八拾三文

一差二引

一金五兩貳朱八貫三百七拾四文 收入不足

此處は

金八兩貳分下六百三拾八文 前掲減じ方をして暮し

再差引

金貳兩貳朱と貳百六拾四文 過剩

元利合金六兩三分下三百貳拾文

即ち權平が一家の歲計は、三拾壹兩と貳分貳朱の支出に對して、貳拾六兩餘の收入あり。約六兩の不足となるを以て、子守廢止等にて八兩餘を節減すれば、漸く二兩餘の剩餘を生ず。然るに茲に貧窮の結果として生じ、而して更に貧窮の原因となりて存する。六兩三分の利附借金あり。此の借金を償済せざれば、一家は到底救ふべからざるを以て、連中は彼に金を助貸して、先づ之を償はしむ。斯くて一方に負債を斷ち、一方に勤儉を勵めば、家道忽ち挽回の運に向ひ、年賦借金完納の頃は、略ぼ舊來の貧窮を免れ、面目を一新するに至るなり。此の連中の助貸金は、勿論經濟關係に非ず、道德關係にして、且つ其の借用證文の規定、前篇社法の部に掲げしものに比して、更に詳密鄭重なる



ものあれば、煩を厭はず抄録す。

『御拜借金證文之事』

一金六兩三分也

右者我等、連々困窮に相成候處、此度村方取直御趣法に付、善種金無利五箇年賦に、御恩借仕り、冥加至極難有仕合奉存候。然る上は、常々農業等は不及申、今日の御恩徳を送らん爲に、朝夕繩壹房宛、村方窮民撫育金之内へ、差出可申候。猶第一に儉約を旨として、或は酒を止めて其の器物を賣拂ひ、或は烟草を止めて其の道具を賣拂ひ、或は兎服を用ゐて其の餘服を賣拂ひ、或は兎器を用ゐて其の餘器を賣拂ひ、或は神事を厚くし長ずるを禁じ、或は伊勢大々講驕奢を禁じ、或は日待月待驕奢を禁じ、或は恵比壽講驕奢を禁じ、或は年始祝儀長ずるを禁じ、或は五節供祝儀長ずるを禁じ、或は小兒抱瘡祝儀長ずるを禁じ、或は三歳五歳七歳祝儀長ずるを禁じ、或は掣取祝儀長ずるを禁じ、或は嫁娶祝儀長ずるを禁じ、或は家督相續祝儀長ずるを禁じ、或は苗字脇差御免祝儀長ずるを禁じ、或は趣法發立祝儀長ずるを禁じ

或は吉禮凶禮惣而本源を厚くし、弊風驕奢を省き、節儉を盡し、勤行可仕候。右御恩借金返濟之儀は、來戊年より來寅年迄、金壹兩壹分、銀六匁宛、年々十月二十日限り、無相違返濟可仕候。右皆濟之上、六箇年目に禮金として、壹箇年分差上可申候。萬一當人如何様之儀御座候共、加判者引受辨金可仕候。右御恩借に預り、一家相續立直り候儀者、子々孫々に至る迄、右之趣申傳置き、永續之道忘却不仕、御恩澤を奉じ、永々相守度候。爲後日證書仍如件。

嘉永二酉年十一月

借主權平印

組合利右衛門印親類伊之助印

重御世話人中並御連中

右之通、此度暮方相調べ相渡申、依之年々春より銘委附置き、暮に至り連中

立合、差引勘定急度可致候以上

重世話人共

嘉永二己酉年十一月吉日

總連中

『權平殿』

毎度説明したるが如く、元來報徳の助貸金は、道徳關係なりしを以て、恩義



を云々すること頻繁なり。これ仕法に於ては、其の助貸者は領主なりしを以て、恩借者は領主の恩、即ち君恩に對して、感戴すること、誼當に然るべき所なり。且つ當時の習慣禮儀上當に然る可き所なり。然れども同志の結社に至りては、皆對等の個人なり。且つ其の資金は、社員各自の離出に係り、畢竟共濟の組織に成るものなれば、同じく道德關係なりとは雖も、餘りに恩義をのみ云々すべからず、何となれば、恩義を云々することの多きに過ぐれば、其の被恩者をして屈辱を感せしめ、却つて助貸の本旨に反する惡結果を來すことあればなり。畢竟するに助貸の本旨は、唯其の助貸したる金穀をして十分の効用を遂げしめ、其の借主をして、適當に之を活用せしむるに在り。故に借主の誠意あるを要すれども、其の人格を侮辱することなく、恩を受けては報ゆるの手段として、完済後に冥加金を納むるを許し、其の他、猶任意に金穀を喜捨するを得しめ、以て其の體面を保たしむ。故に助貸の冥加金の制あるは、決して恩を以て責むるにあらず。恩を受けては自ら進んで報せしめ、自ら人格を保たしむ。即ち助貸は借主を侮辱するものにあらず、尊敬するものなり。され

ば報徳仕法に於ては、助貸金の證書面に、冥加金を掲げざるを例となしたり。今此の證文に、其の記載あるは、稍、後世的となりたるものとや謂はまじ。其の規定條件の綿密にして、説明の反覆丁寧なるは、當時概ね無知文盲にして、感覺遲鈍なる農民に對する教訓として、已むを得ざりし所なり。

權義の弊

方今金錢の貸借は、全く道德關係を離れて、純粹の經濟關係となり、恩義滅して權義榮ゆ。時勢の變、亦當然の事相なりと雖も、其の弊害も亦少からず。獨り報徳の助貸金は、少くとも其の趣旨に於て道德關係を離るゝこと有るべからざるなり。道德關係の貸借とは、猶細言すれば、

一、無利子とし、冥加金を證書に記さず。

二、双方誠意あるを要す。

三、其の金を以て整理救濟乃至起業の目的を達し、効果を奏し得べきことを要す。

四、借主は勤儉を行ひ、前項の目的を達することを要す。

五、借主は満期後應分の酬謝をなし、且つ此の助貸金の効果を永久に傳へ



て、長く其の趣旨を失はざらんを要す。

等なり。斯くの如くにして、始めて報徳助貸法の根本主義に背かずと謂ふべし。但し結社の改良に付ては、別に論ずることあるべし。

却説當時の報徳社は正しく起死回生の効驗あり、恩徳神の如くなりければ、遠州諸藩諸領に擴まり、嘉永六年には、通じて三十二ヶ村に及び、社員四百十九人を數ふるに至りけるが、彼等が是の數を信じ、二宮翁を渴仰すること、活神活佛も管ならず、左に其の總代岡田佐平治、即ち無息軒大人等七名が、遂に今市に師の門を敲き、その親教を請ひしときの「書上」なるものを抄録し、以て當時の狀況を徳ぶの資に供す。

「遠州報徳村々書上之事」

（中略）

右人別々四百十九人

右村惣代（左出連名）

〆七人

右總代之者奉申上候。私共村々報徳善種之通り勤行仕候譯は、相州大住郡大山麓密正院にて出生庄七勇次郎兄弟兩人、河内國田口村杉澤作兵衛と申す人、發起有之候。萬人講之儀に付、東海道筋度々通行有之、弘化三年十一月歸國之砌、三州藤川宿菱屋喜兵衛方にて承知致され候には、遠州長上郡下石田村與平治と申す者、日本國中神社佛閣拜禮いたし、極信者の由聞き傳へ、右兩人與平治方へ立寄、前書萬人講之物語有之、其翌末年春三月、又々伊勢大々御神樂執行に相登られ候節、與平同道にて參宮仕、御神樂執行之序より、旅中共始終御報之道、田畑作り方迄も教諭有之、誠に有り難き大善道と感服仕り、庄七勇次郎兩人を下石田村與平治方へ請待致し、連中を組み立て、報徳勤行仕候儀、是實に遠州にて前書村々報徳之道尊敬仕候發端に御座候。夫より追々聞傳へ、右兩人へ隨身いたし、書面之人々、當時報徳勤行連中に御座候。然る處何卒大先生様之御姿、一度拜覽仕度、連中一同之心願に御座候へ共、夥しき御用にて晝夜御寸暇無之段、恐察仕り、段々延引仕居候處、當春成瀧村佐平と申す者、江戸麻布御屋敷御臺所迄罷り出で、卯



内村龍法院も罷り出で、尙又氣賀町藤太夫罷り出で候處、天運に相叶ひ、大先生様に拜願を得奉り候砌、庄七同道にて罷出候様、仰せ聞けられ、冥加至極難有次第に相心得、連中一統へ披露仕候處、一統擧つて恐悦仕り、今般庄七同道にて私共七人總代として罷り出で、村々議定書并に家政調等、御覽に入れ奉り候間、乍恐御教諭被成下置候はゞ、莫大之御仁恵と難有仕合に奉存候以上。

太田攝津守領分

遠州佐野郡倉真村

佐平

近藤縫殿介領分

同國引佐郡氣賀町

兵左衛門

右同斷 藤

室賀美作守知行所

嘉永六丑年九月

其の五

同國佐野郡影森村

啓

助

土屋佐渡守知行所

同國周知郡森町

利

助

右同斷

服部中知行所

同國長上郡下石田村

二宮金次郎様

### 五 報徳金の定義

報徳善種金の由來は、第二篇に詳述せしが、茲に報徳金の定義に就いて、聊か講究を試みんに、抑報徳金の種々の名稱、即ち善種金、土臺金、加入金、冥加金



古は混同

元恕金等は、天保中より種々の書類に散見するも、其の定義に就いて、未だ後世の如く、嚴密のもの發生せざりしもの、如く、或は臨機應變に之を流用したるの跡あり。或は、若し其の金種に一定の區別ありしとするも、其の使用上には制限なく、即ち善種金を貸出し、冥加金、元恕金、土臺金等を貸出したるの例あり。一見混同し易きの虞ありたれば、や、後に至りて門生等が、其の意を釋し、其の義を定め、其の性質を區別して、各使用法を制限することとはなりぬ。今富田以下が組織したる、相馬興復社と、福住正兄が工夫改良したる、小田原報徳社と、岡田其の他が研究して最も近世化せしめたる、遠駿報徳社との書類に就き、各此の金種を定義したるものを左に比較説明す。

定義の區々

其の比較說明

相馬	小田原	遠州
土臺金	土臺金	土臺金
永久常備基金なり 社現在金の半額	基金なり 利子の外支出せず	寄附及諸收入 一切の事業に支出
善種金	善種金	善種金
運用資金なり 社員の牛額及び諸収益を加ふ	社費救済費に充つ 寄附收入	社員の積金なり 利倍増種す

加入金

加入金

加入金

社員の出資なり  
社又は請求の際元  
金のみを返す

社員の出資此の出  
資の倍額まで助貸  
す

預り金なり  
利子  
附して返戻す

報徳金  
年賦皆済後の謝金  
即ち冥加金なり  
善種金に入る

元恕金  
同上但し土臺金に  
編入す  
(後章定款参照)

元恕金  
同上但し善種金に  
編入す

即ち定義は下したりと雖も、各派各流之を異にし、或は土臺金と善種金と、殆ど規定を反對にし、或は報徳金と元恕金と、全く名稱をすら別にするものあり。斯くては折角定義の規定も、所詮有名無實に終らん、是亦統一を要するの一事なるべし。

### 六 結社の分派

門人の解  
釋數派

翁が歿後、弟子其の道を傳へて、之を祖述憲章する者、相馬の富田齋藤を初として、小田原に福住正兄あり、遠州に岡田良一郎あり、其の翁に親炙せし歲月の長短と、其の造詣の深淺と、其の當人の性格と、及び學問の如何等に由り、



多少の別異を生じたり。即ち富田、齋藤は、元來漢學者なりしに因りて、主に儒教的に解釋し、福住は國學を好みしを以て、主に神道的に解釋し、岡田は門生中の最年少にして、最後まで生存するを以て、明治の泰西新學問の空氣に觸るゝこと最も多く、隨つて主に洋學的、就中英國の功利主義的に解釋したるが如き、其の著しき例なり。翁の教義を其の歿後に傳ふる者二三子に過ぎず、然も斯くの如き分派を生ぜり。況して結社に至りては、翁が生前既に下館、小田原、片岡、遠州等、各別に發生し、各別に傳播せし程なるを以て、追々年所を経るに隨ひ、其の數愈増加すると共に、内容益相違を生じ、所謂本遠くして末益、分るゝの現状とはなれり。即ち現今遠に遠江國報德社、遠讓社、報本社の三本社あり。駿に西東の二本社あり。相に小田原報德社、克讓社の二本社あり。磐に興復社あり。各若干の所屬社を率ゐて、各一方に盤踞し、群雄割據の勢あり。凡そ各社は興復社を全國の大本社と仰ぐべしと稱するも、唯隨意に然稱するのみにて、名ありて實なく、又各本社と本社との間にも、何等の連絡も、制約もなく、全國を通じて、系統もなく、結合もなし。結局するに、七八の本社が、各獨立

本遠く末益分る

群雄割據

して、各隨意の行動をなし居る有様なり。抑、報德は大道なり。公道なり。此の大道公道に據つて、此の大道公道を行はんが爲に、結社をなす。無論各自の自由なり。理窟に於ては之を放任して可なりと雖も、然も實際の便宜としては、之を統一して、整然たる系統あらしめ、其の行動を齊しうし、其の勢力を合するに如かざるべし。此の統一及び改良に就いては、下章猶之を論せん。

## 七 統一及び改良

理窟は措かん。實際に於て、報德結社の統一を便宜とすること、蓋し多數の同感なる所なるべし。然らば如何に之を統一すべきかといふに、其の方法は固より多種なるべしと雖も、著者の鄙見にては、無論一箇の總本社を置きて、全國各地の本社を統理し、各地の本社は、其の區域内の支社、町村社を監督することゝなすに在り。各地の本社の區域は、各府縣管轄に據るを原則となすと雖も、舊來の歴史ある各本社は、其の儘に之を存置して、府縣本社同等となすべし。其の支社たる町村社は、一字一部落の結社と雖も、町村社同種と看做し、

統一の方



即ち断じて

總本社

府縣本社  
在來本社

町村社  
部落社

三階級

の三階級に限るべし。又上級社の下級社に對する關係は、監督に止まり、各社の自治權は十分に之を尊重すべく、各下級社は上級社に對して、一定の規定に依り、發言權を有すべし。又前述の如く、在來各社の歴史は、十分に之を尊重すと雖も、從來其の所屬町村社が、一定の勢力範圍なく、交互錯綜して相繋屬したるは、主義に於ても事實に於ても、妙ならざれば、是は改正して各相當の區域を限定すべし。而して、總本社には、今の興復社を其のまゝ之に充當すべきか、別に新機關を設くべきかは、蓋し熟考を要すべき所なるが、併し要するに組織名稱ともに、全國の總本社として、各地の本社支社全體を統轄するに適當なるものたらざるべからざるや、勿論なり。兎も角も全國各社を統合して一連結の下に運動することゝならば、其の各社相互に、自ら利益する所少からざるべきは、勿論、外斯道の發展に對して、便益する所、特に著しきものあるべきなり。

統一の勢

聞く、往年某々氏等此の統一を發起して成らざりしことありと、如何なる事情に由りしやを知らずと雖も、畢竟時機の到らざりしものなるべし。今や時運大に進み、結社大に發達したると共に、統一の必要を感ずること益々切なり。夫れ智慧ありと雖も、勢に乗ずるに如かず。此の際若し更に統一を發起して、公明正大の地位に立ち、熱心運動するものあらば、意外に容易に成功するやも知るべからざるなり。現に著者が今市の報徳文庫に籠りし間にも、地方の結社希望者にして、其の手續を爲すの術を知らず、東京に至りて之を問ひしも要領を得ずとて、今市に來りて之を質したるもの一二ありき。其の他或は町村の報徳社にして、何れの本社にも繋屬せず、全く孤立せるものも亦少からず。今若し全國の各社を統一して、正々堂々の陣を張り、以て天下に呼號せば、既に結社の志ありて、其の方向に迷へる者、暗夜に明月を得たるが如く、翕然として來り集まるべく、未だ報徳を知らざる者、其の號音を聽き、其の旗幟を望みて、忽ち響の如くに應じ、影の如くに隨ふものあらん。統一の企圖は今日に於て、豈切要にして且つ多望ならずや。



改良の必要

統一と同時に、或は統一の如何に拘はらず、更に必要を感ずるは報徳結社の改良なり。蓋し現今の報徳社は、既に数十年の経験に徴して、改良又改良を加へられたるものなれば、其當局者の眼より見れば、或は間然する所無からん。然れども局外者を以て之を見れば、未だ満足すべからざるもの多々なり。成程今日の報徳社は、其の法律の保護を受くるに便なるべく改良せられ、時世の人情風俗に伴随すべく改良せられ、之を要するに時世の變遷に順應すべく、消極的に改良せられたるに、相違なし。然れども更に古の報徳仕法の應用たりし結社の本旨を擴充して、時世相應に之を通用し、積極的に活動をなすの點に至りて遺憾ながら尙遙に未だしと謂はざる能はず。抑結社の根本たり、前身たりし仕法の時代に於ては、其の資金は潤澤なり、其の利用は活潑なり、窮民あれば直に救ひ借る者あれば大膽に助貸し、金を貯ふる者あれば特に高利にて之を預り、其の利殖の益を得しめ、或は餘業積金をなす者あれば、其の金額に對等の額を賞與補給したり。然るに今日の報徳社は、此の中の一事も爲す能はざるなり。窮を救はんにも其の資なく、助貸は當人財産の

積極的改良は未だ

古の仕法と今の報徳社

報徳社

半額以内に限り、利殖加入は年利五分に限る如き有様にて、社員は多年忠勤を勵みても、別段惠澤を受くるを得ず。去りとて社員外、社會公共に對しても、著しき貢獻を爲すこと能はず。結局するに報徳社員は、自利利他共に十分の目的を達すること能はず。空しく結社の費用と煩累とを負荷するに止まるなり。されば十分に自利利他の目的を達せんが爲には、社員は別に貯金を銀行に預け、別に慈善救恤に義捐を爲さざるを得ず。之を古の仕法に比すれば、今の報徳社は、半身不隨、窮屈至極の感なき能はず。固より組織の相違、此の徑庭を來せるは、當然の結果たり、亦已むを得ざる所なりとは雖も、今の報徳社も改良だにせば、一層之を活潑ならしめ、一層之を有力のものたらしめ、これと望み難きにあらざるべし。而して其の改良の方法に付、茲に鄙見の大體を述べんに、第一報徳社は、一層經濟的方面に發展せしむべし。夫れ道德經濟の合一は報徳教の大本旨なり。されば敢て之を分離せしむることあるべからずと雖も、實際の運用には、亦相應の臨機斟酌なき能はず。

改良の方法



依って報徳社を一層經濟的に發展せしめて、殆ど一種の銀行となし、單に道徳の條件を伴ふの範圍に於て、相互金融の機關となすべし。猶細言すれば、加入部を擴張して、社員の隨意預金を許し、同時に助貸部を擴張して、低利永年賦の助貸をなし、出来る限り社員相互の利用を擴充するを圖るべし。社員相互にして利益を得ば、社運の隆盛は論あるべからず。社運にして隆盛ならば、以て社會に貢獻すること亦隨って容易なるべし。

著者が經濟方面に對する、報徳社の活動に就いて望む所は、報徳社をして、今の日本勸業銀行、府縣農工銀行を道徳化したるが如きものたらしむるに在り。されば報徳社の背後は之を勸業農銀と連絡せしむるも可なり。乃至事情に依りては、報徳社員が結合して、別に報徳銀行を設立し、以て社團法人たる今の報徳社と併行せしむるも不可なしとせず。

又報徳社の統一成らば、其の社員の結合に依りて、生命及び病傷災害の相互保險を起すことも容易ならん。元來が報徳社は、社員の道徳經濟的共濟機關たることなれば、則ち此の機關を利用して、

#### 報徳銀行

#### 報徳保險

#### 第一社員の貯蓄増殖を圖る。

一社員に起業資本及び償債資金を貸與す。

二社員に起業資本及び償債資金を貸與す。

三社員に起業資本及び償債資金を貸與す。

等の事を營み、而して其の餘力を以て、之を社員外の社會公共に施すは、即ち結社の本旨にして、經營の順序を得たるものと謂ふべし。

第二、報徳會を普及せしむべし。

報徳會は、専ら教化の機關として、會費の外は金錢に關係せしめず、成るべく輕便に、成るべく廣く、成るべく多く、盛に組織せしむべし。之に依りて人心の荒蕪を開發し、人心開けて自ら結社を望むこと切なるに至り、猶其の誠意の到るを待って、始めて報徳社を組織せしむべし。報徳會は、多々益、獎勵すべし。報徳社は金錢に關し弊害を伴ふことも多ければ、猥に獎勵すべからず。報徳會には廣きを望み、報徳社には深きを望む。而して前述報徳社の統一にして成らば、其の力に頼りて講師を養ひ、各地に素養あり規律ある遊説員を派して、報徳會を獎勵すること亦容易の業なるべし。



右報徳社の統一及び改良に關する著者が鄙見の大要なり。固是結社論の途上に於て、便宜上特に言及せるものに過ぎざれば、其の具體的詳細の議論は、之を他の機會に譲らざるべからざるなり。

## 八 相馬の興復社

相馬の興復社は、其の組織の歴史、事情、他の報徳社と異なるものあれば、茲に別段に説明すべし。抑、相馬の報徳仕法は、第二篇に説きたる如く、明治四年の廢藩置縣の際まで存続せしが、同年中村藩が一應中村縣となり、更に警前縣となりたるとき、中村藩縣より之を同縣に引継ぎ、同縣にては、後明治七年に至り、特に政府の許可を得て、勸業課内に興復係を置き、右の仕法金を用ゐて、土地開墾費年賦貸附を開始せしが、幾許もなく同縣は福島縣に合併せられければ、更に事業を該縣に引継ぎたり。然るに福島縣に於ては、該事業が官營に適せざるを認め、富田高慶をして之を繼承せしめ、民間の結社事業となさしめたり。即ち興復社の起原にして、明治十年業を開き、依然開墾費助貸を

仕法の遺物

警前縣の官營

民營興復社

繼續して、縣下十一郡に及ぼし、一千餘町歩を開墾せしめしが、當時貸付の一事に忙はしくして、教化之に伴はざりし旁にて、資金の回收豫期の如くならず、資金は中村藩以來の引繼金の外、福島縣より一萬五千圓の無利息年賦貸下を得て、之を補ひしも、圓滑に循環せず、已むを得ず、事業を中止して、整理善後策の講究中、富田は明治二十三年一月、病を以て永歸しければ、二宮尊親氏其の後を受けて社長に任じ、拮据經營數年にして大體の整理を了するを得たり。是に於て事業を復活せんとするに、今日の拓地殖民事業は、之を内地に於てするよりも、之を北海道に於てする方、遙に有益有効なるを認め、乃ち明治二十九年、同道諸州を視察して、地を十勝國中川郡牛首別の野にトし、興復社の特別事業として、新村建設に着手したり。さて明治三十年、第一回移民を送りて、其の業を發し、爾來約十年にして成功したるが、是明治以後の報徳結社が、最も古の仕法に近き事業をなしたる唯一の例なれば、猶進んで其の内容を説かんに、

一、移民は三年以上農業に従事したる者にて、渡航の旅費を自辨し、且つ一

北海道に新村建設

古仕法の比較



一人に付金十五圓以上の携帶金ある者、  
 之を二宮翁仕法時代の來民招撫法に比するに、其の旅費を支給せざる點  
 は同一なれども、仕法に在りては來民の携帶金あるを必要とせざりき。  
 二、土地は一戸に五町歩宛を配當し、開墾費一反歩に付金三圓及び糧食農  
 具の其を助貸し、猶初年には種穀を給與す。  
 三、趣旨は仕法に於けると同じ。  
 四、三年目より一反歩に付、二年間は毎年金五十錢、其の後十三年間は、毎年  
 金七十錢を報徳金として納めしむ。  
 五、是仕法に於ける報徳冥加米なり。  
 六、右の土地は報徳金完納と同時に、無償にて之を讓與す。  
 七、仕法にては概ね最初より荒地を附與す。  
 八、五、右の土地は借受より十箇年後に附與を受け、其の後二十年、即ち都合三  
 十箇年は無税。  
 九、仕法にては概ね十五年の歛下年季なりき。

六、道路溝渠橋梁等は、興復社の社費を以て支辨す。  
 七、仕法に於ける公費に同じ。  
 八、七、移民を籍して報徳會を組織し、以て善行獎勵、勤儉厲行、災害共濟、貧窮救  
 恤等を行ふ。  
 九、仕法に於ては官廳直接に之を爲したり、今結社に依りて之を爲さしむ。此  
 の報徳會の事業は、他地方の町村報徳社と略ぼ同一なれども、他地方のは單  
 に有志者のみを以て組織し、此の會は移住後三年に滿ちたる者の、殆ど全部  
 を以て組織するを異なりとするのみ。  
 以上各項、之を古の仕法に比するに、大體に於て略ぼ相同じ而して、是三十  
 箇年無税なる事と、全村の民悉く報徳社の配下なるとの二箇の事情が、古の  
 仕法地に於けると、事實上同様なるが爲にして、即ち今日の時代に於ては、獨  
 り北海道、其の他の殖民地に限りて實現するを得る所なり。  
 斯くて興復社は先づ北海道の事業に成功したるが、さて今後の發展地は  
 何れの方面に之を求むべきか、蓋し熟慮中なるべしとなり。



報德社  
規程

（猶興復社は北海道の新村に關して明治四十三年二月二十五日内務大臣より平素克く其の力を共同の事に效し地方改良の上に盡すこと少からず、今後尙一層の勉勵を望む。茲に金三百圓を授與すとの賞典を受けたり。）

### 九 定款の一二例

相馬興復社の規則は、明治十年の制定にして、同二十九年の改正に係り、以て今日に至れるものなるが、主として北海道の事業の爲に改正せるにて、之を一般の模範とはなし難ければ、何れ再び改定して、一般に適用せらるべきものとなす等なりといふ。然れども現行の同社規則は、其の特色ある點に於て、最も研究上の價值あつて存じ、且つ其の趣旨は報德仕法より轉變し來れる。結社の本宗を傳へたるものなれば、参考の爲、先づ之を採録し、次に一般新結社希望者の爲には、静岡縣報德社員の立案に係る、町村報德社準規を掲ぐ。（猶遠江國報德社通則及び定款は、報德教要、領に在り。）

興復社  
規則

### 興復社規則

#### 第一章 總 則

- 第一條 本社ハ贈從四位二宮尊德翁ノ遺法ニ基キ國ノ基礎タル町村實業社會ノ發達安固ヲ期シ其善行ヲ獎メ其汚風ヲ矯メ其衰貧ヲ興復シ其富盛ヲ保持シ以テ天地人三才ノ德ニ報ユルヲ主眼トナス
- 第二條 本社ハ興復社ト稱シ福島縣磐城國相馬郡〇〇村ニ設置ス
- 第三條 本社ノ社員ヲ別チテ正社員贊助社員通常社員ノ三種トナシ各權義ヲ異ニスト雖モ概シテ社員ト稱ス
- 第四條 結社ノ年限ハ明治十年七月ヨリ滿六十个年ヲ以テ一期トナシ滿期ニ至レハ更ニ繼續ノ方法ヲ議定シ永遠ニ維持スヘシ
- 第二章 社員
- 第五條 報德學ヲ修ムルカ又ハ誠意誠心斯道ニ志アル者ヲ選ミ會議ノ議決ヲ經テ推薦シテ正社員トナス



但現在ノ社員ハ直ニ正社員トナスコトヲ得

第六條

正社員タル者ハ左ノ條項ヲ以テ規模トナスヘシ  
一天地人三才ノ德ニ報ユルニ自己ノ德行ヲ以テスルコト

二勤儉ニシテ分度ヲ守リ家政ヲ確立スルコト

第七條

正社員ハ入社ノ際土臺金加入金ノ内ニ應分ノ出金ヲナシ常ニ社

第八條

正社員ハ會議ニ出席シ重要事件ヲ議決スルノ權アルモノトス

第九條

正社員ニシテ萬一本社ノ旨意ニ反キ社則ニ違フコトアルトキハ

第十條

正社員ニシテ退社ヲ請フ者アルトキハ會議ノ議決ニ依リ其諾否

第十一條

本社ノ主旨ヲ賛成シ土臺金ヲ寄附シ又ハ加入金ヲナス者ヲ贊

助社員トナス

第十二條

贊助社員ハ社長ニ建議ヲナシ又ハ事務ノ報告ヲ受クルノ權アルモノトス

第十三條

贊助社員ハ事故ニ依リ退社スルハ何時タリトモ隨意タルヘシ

第十四條

正社員贊助社員中死亡者アルトキハ社長ヨリ弔詞ヲ贈ルヘシ

第十五條

實業者ニシテ本社ノ主旨ヲ欽慕シ入社スル者ヲ通常社員トナス

第十六條

通常社員ハ左ノ條項ニ該當スルモノタルヘシ

第十七條

通常社員ハ日課索綯法ニ基キ分限ニ應シ各自ノ積立額ト年限

第十八條

通常社員ハ日課索綯法ニ基キ分限ニ應シ各自ノ積立額ト年限

第十九條

通常社員ハ日課索綯法ニ基キ分限ニ應シ各自ノ積立額ト年限

第二十條

通常社員ハ日課索綯法ニ基キ分限ニ應シ各自ノ積立額ト年限

第二十一條

通常社員ハ日課索綯法ニ基キ分限ニ應シ各自ノ積立額ト年限

第二十二條

通常社員ハ日課索綯法ニ基キ分限ニ應シ各自ノ積立額ト年限



第十九條 通常社員ニハ社員證ノ外標札ヲ交付シ門戸ニ掲ケシム  
第二十條 通常社員ニシテ本社ノ旨意ニ反キタル行爲アルトキハ懇切ニ  
説諭シ尙止マサルトキハ退社ヲ命シ貸附金未済アルトキハ一時ニ償  
却セシムヘシ

第二十一條 通常社員ニシテ事故アリ退社ヲ請フトキハ其事由ニ依リ承  
諾スヘシ  
第二十二條 社員名簿ヲ製シ住所氏名入社年月職業族籍等ヲ登録シ社員  
證ヲ交付スヘシ

第三章 役員

第二十三條 社務處辨ノ爲左ノ役員ヲ置ク  
第一 社長  
第二 副社長  
第三 幹事  
第四 書記  
第五 庶務  
第六 庶務  
第七 庶務  
第八 庶務  
第九 庶務  
第十 庶務  
第十一 庶務  
第十二 庶務  
第十三 庶務  
第十四 庶務  
第十五 庶務  
第十六 庶務  
第十七 庶務  
第十八 庶務  
第十九 庶務  
第二十 庶務  
第二十一 庶務  
第二十二 庶務  
第二十三 庶務  
第二十四 庶務  
第二十五 庶務  
第二十六 庶務  
第二十七 庶務  
第二十八 庶務  
第二十九 庶務  
第三十 庶務  
第三十一 庶務  
第三十二 庶務  
第三十三 庶務  
第三十四 庶務  
第三十五 庶務  
第三十六 庶務  
第三十七 庶務  
第三十八 庶務  
第三十九 庶務  
第四十 庶務  
第四十一 庶務  
第四十二 庶務  
第四十三 庶務  
第四十四 庶務  
第四十五 庶務  
第四十六 庶務  
第四十七 庶務  
第四十八 庶務  
第四十九 庶務  
第五十 庶務  
第五十一 庶務  
第五十二 庶務  
第五十三 庶務  
第五十四 庶務  
第五十五 庶務  
第五十六 庶務  
第五十七 庶務  
第五十八 庶務  
第五十九 庶務  
第六十 庶務  
第六十一 庶務  
第六十二 庶務  
第六十三 庶務  
第六十四 庶務  
第六十五 庶務  
第六十六 庶務  
第六十七 庶務  
第六十八 庶務  
第六十九 庶務  
第七十 庶務  
第七十一 庶務  
第七十二 庶務  
第七十三 庶務  
第七十四 庶務  
第七十五 庶務  
第七十六 庶務  
第七十七 庶務  
第七十八 庶務  
第七十九 庶務  
第八十 庶務  
第八十一 庶務  
第八十二 庶務  
第八十三 庶務  
第八十四 庶務  
第八十五 庶務  
第八十六 庶務  
第八十七 庶務  
第八十八 庶務  
第八十九 庶務  
第九十 庶務  
第九十一 庶務  
第九十二 庶務  
第九十三 庶務  
第九十四 庶務  
第九十五 庶務  
第九十六 庶務  
第九十七 庶務  
第九十八 庶務  
第九十九 庶務  
第一百 庶務

第二十四條 社長ハ社務ヲ總裁ス副社長ハ社長ヲ佐ケ社長事故アルトキ  
其代理ヲナス幹事ハ會計庶務ヲ分掌シ書記ハ其指揮ニ從フ  
第二十五條 正副社長ハ正社員中ヨリ互選シ幹事書記ハ會議ニ於テ其人  
員ヲ定メ社長之ヲ選任ス  
第二十六條 正副社長ハ名譽職トシ幹事以下ハ有給トス  
第二十七條 正副社長ノ任期ハ滿六个月ト定ム但再選スルヲ得  
第二十八條 名譽職ハ報酬有給員ハ月俸ヲ給ス但シ支給額ハ會議ヲ經テ  
定ムルモノトス  
第二十九條 役員社用ヲ以テ巡回又ハ出張ノ場合ニハ旅費日當ヲ給ス  
第三十條 役員就職中死去又ハ都合ニ依リ退職スル者ヘハ一時酬勞金ヲ  
給スルコトヲ得  
第三十一條 事務繁劇ノ節ハ役員ノ外臨時日給ヲ以テ雇人ヲ入ルコト  
ヲ得

第四十二章 第四章 職員



第三十二條 事務取扱便宜ノ爲各地適宜ノ場所ニ委員ヲ設置スルコトヲ得

第三十三條 委員ハ其地方ノ社員中ヨリ社長之ヲ選任ス

第三十四條 委員ハ名譽職トナシ報酬ヲ給ス

第三十五條 會議ハ正社員ヲ以テ議員トナシ毎年七月通常會ヲ開キ精算ヲ報告シ豫算ヲ議決スヘシ

第三十六條 本則既定ノ事件其他重要問題アルトキハ臨時會ヲ開クモノ

第三十七條 會議ノ議長ハ社長ヲ以テ之ニ充テ社長事故アルトキハ代理者ヲ以テ之ニ代ラシム

第三十八條 會議ハ過半數ノ同意ヲ以テ之ヲ決ス可否相半スルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第三十九條 臨時會ハ出席議員過半數ニ充タサルトキハ開會スルヲ得ス

但シ再會ハ此限ニアラス

第四十條 會議ハ總テ社長之ヲ開クモノト雖モ正社員三分ノ二以上ノ請求アルトキハ開會スルヲ得

第四十一條 會議ノ出席議員ニハ實費ヲ支給スヘシ

第六章 資本金

第四十二條 本社ノ資本金ヲ分チテ左ノ四種トナス

土臺金

善種金

加入金

徳金

第四十三條 土臺金ハ運用資金ノ原母ニシテ永久ノ常備金タリ其金額ハ本社現存金ノ一半ヲ以テ之ニ充テ尙將來社員其他ノ寄附金ヲ加ヘ其利子ハ善種金ニ編入スルモノトス

第四十四條 善種金ハ本社一切ノ運用資金ニシテ公益上結果ヲ期スルノ



第四元種タリ其金額ハ本社現存金ノ一半ヲ以テ之ニ充テ尙將來土臺金加入金ノ利子及報徳金等ヲ加ヘテ運用スルモノトス

第四十五條 加入金ハ社員ノ結社期限中加入セシモノニシテ本金ハ土臺金ト同シク保存シ若シ本人退社又ハ事故ニ依リ請求アルトキハ其元金ヲ返還シ利子ハ善種金ニ編入スルモノトス

但本條ノ返還金ハ確定後三十日以内ニ拂渡スモノトス

第四十六條 報徳金ハ借用年々金皆濟後ノ報謝又ハ恩惠ニ對シ謝恩ノ爲差出スモノニシテ本金ハ善種金ニ編入スルモノトス

第七章 會計

第四十七條 收支決算年度ハ其年七月ヨリ翌年六月マテヲ以テ期限トナ

第四十八條 毎年決算表ヲ調製シ正社員贊助社員及委員ニ報告スヘシ

第四十九條 收入ノ多少ト事業ノ狀況トヲ對照シ毎年事業費ノ歩合社費ノ程度ヲ豫算シ通常會ニ提出スヘシ

第五十條 豫算外又ハ科目外ノ支出ニシテ至急ヲ要スルトキハ支出ノ上

次會ニ於テ承諾ヲ求ムヘシ

第五十一條 本社ノ財産ハ總テ現任社長ノ名義トナスヘシ

第八章 賞與

第五十二條 賞與ヲ行フモノ左ノ種類トナス

- 一 社員ニシテ本業出精且善行ノ者
- 二 社員ニシテ本社ニ特別功勞アル者
- 三 社員ニシテ土臺金ニ寄附多キ者
- 四 社員ニシテ日課積金怠慢ナク滿期ニ至ル者
- 五 役員ニシテ事務精勵ノ者

第五十三條 前條ノ第一項ハ投票第二項第三項第四項ハ會議ノ議決第五

項ハ社長ノ特定ニ依リ行賞スルモノトス

第五十四條 賞與ハ金品又ハ賞狀ヲ以テス

第九章 助



第五十五條 救助ヲ行フモノ左ノ種類トナス

- 一 社員ニシテ不時ノ災害ニ罹リ極貧ニ陥ル者
- 二 社員ニシテ天災地變ノ爲飢餓ニ瀕スル者
- 三 公衆ノ非常災害ヲ被リタル者

第五十六條 前條ノ第一項第二項ハ社長ノ特定第三項ハ會議ノ議決ニ依リ救助スルモノトス

第十章 貸 附

第五十七條 貸附金ヲ行フハ左ノ種類トナス

- 一 社員ニシテ荒蕪開墾土地改良澆灌排水造林費ニ乏シキ者
- 二 同食料肥培代金乏シキ者
- 三 同農馬農具代金乏シキ者
- 四 同善行力業者家政手段金
- 五 同天災地變ニ罹リタル者
- 六 道路橋梁溜池費

七 神社佛堂新築及修繕費

八 勸業獎勵費

第五十八條 前條ノ貸附ハ社長適宜之ヲ行ヒ第六項以下ハ會議ノ議決ニ

依リ給與又ハ寄附スルコトヲ得

第五十九條 貸附金ハ無利息ニシテ返済期限ヲ當座三年五年七年十年賦

トス

第六十條 年賦金ヲ借用シタル者ハ皆納ノ翌年報徳金ヲ出スヘシ

第六十一條 報徳金ハ三年賦ハ其年賦一個年分ノ半額五年賦以上ハ其年

賦一個年分トス

第六十二條 貸附金ハ抵當又ハ保證ヲ要ス

第十一章 特別事業

第六十三條 時宜ニ依リ會議ノ議決ヲ經テ特ニ難村舊復又ハ拓地殖民等

ノ事業ヲ行フコトアルヘシ

第六十四條 他管轄ニ於テ前條ノ事業ヲナストキハ出張所ヲ設ケ社則ヲ



添へ其管轄應ニ届出ツヘシ

第六十五條 第六十三條ノ事業ヲ行フ場合ニ在テハ時所位ニ應シ更ニ施行細則ヲ定ムヘシ

第六十六條 社員タルト否トヲ問ハス一家興復又ハ永安ノ方法ヲ請フ者アルトキハ事情ニ依リ其方法ヲ授示スルコトアルヘシ

第十二章 支社

第六十七條 社業ノ擴張ニ從ヒ便宜ノ地ニ支社ヲ設ケ其區域ヲ定メ所轄セシムヘシ

第六十八條 支社設置ノ場合ハ更ニ支社則ヲ製シ役員ヲ置キ其權限ヲ定ムヘシ

第十三章 集會

第六十九條 毎月一回各地其最寄ニ於テ社員小集會ヲ開キ役員派出ノ上報徳學ノ講話及實業上ノ談話ヲナスヘシ

第七十條 毎年一回社員ノ總會ヲ開キ報徳學及之ニ關スル講話ヲナスヘシ

第十四章 解社

第七十一條 本社事故ニ依リ又ハ滿期解社セントスルトキハ之ヲ會議ニ

附シ加入金ヲ返戻シ若シ損失アルトキハ土臺金ヨリ償却シ殘金ハ確實ニ保存ノ方法ヲ設ケ他日ノ再興ヲ期スヘシ

第七十二條 萬已ヲ得サル場合之レアリ負債ヲ起スト雖モ其金額ハ土臺金高ノ半ヲ超過スルコトヲ得ス

第十五章 雜則

第七十三條 本規則中實際上不都合ヲ認ムルトキハ會議ヲ經テ加除更正スルヲ得ト雖モ主旨ヲ變更スルコトヲ得ス

第七十四條 本規則ノ實施ハ時ノ情況ニ依リ其幾部ニ止マルコトヲ得右ノ通協議改正候ニ付一同署名捺印候也

明治二十九年十二月 興復社員 正五位子爵 相馬 順胤

外十二人



## 何々報徳社定款

### 第一章 總則

第一條 當社ハ遠江國報徳社ノ師傳ヲ受ケ二宮先生ノ遺法ヲ遵奉シ勤儉  
推讓ヲ獎勵シ報徳ノ事業ヲ立ツルヲ目的トス

當社ハ遠江國報徳社ノ指揮監督ヲ受ケ同社ヲ本社ト稱ス

第二條 當社ノ報徳金ト稱スルモノハ左ノ二種トス

一 土臺金

一 善種金

第三條 報徳金ノ外各種ノ積金ハ都テ加入金トシテ取扱フヘシ

但一切ニ社員外ヨリ預リ金ヲ爲サス

第四條 當社ノ結社年限ハ設立許可ノ日ヨリ六十个年ヲ以テ一期トシ滿  
期ニ至リ總會ノ決議ヲ以テ更ニ繼續ノ方法ヲ議定スヘシ

第五條 當社ハ何々報徳社ト稱シ其位置ハ何縣何郡何町村何番地ニ之ヲ

### 設置ス

第六條 當社ニ用キル印章ハ左ノ如シ

何 何  
報 報  
徳 徳  
社 社

### 第二章 土臺金

第七條 土臺金ハ左ノ方法ニ依リテ成立ス

一 本社ノ下附金

一 社員ノ寄附金

一 社外篤志者ノ寄附金

一 貸借上ヨリ生スル剩餘金及雜收入

第八條 土臺金使用法ハ左ノ事項ニ限ルヘシ

一 社員賞與費

一 社員恤救費



一 公益慈善事業費  
二 弔 祭 費

△ 本社土臺金寄附

一 道路橋梁修繕費

二 勸業教育衛生費

一 貸付金損害補償金

一 社用家屋建築費及社費

但支拂殘金ハ善種金ト同一ニ取扱フヘシ

第九條 本社ヨリ下附ノ土臺金ハ永ク其名義ヲ存シテ元金ヲ消費スルコ

ト無カルヘシ當社解散ノ場合ニ當リテハ之ヲ本社ヘ返納スヘシ

第十條 出精人ノ賞與ハ二年毎ニ一回トシ相當ノ賞品ヲ附與シ其他ノ賞

與ハ便宜之ヲ行フモノトス

第三章 善 種 金

第十一條 善種金ハ左ノ方法ニ依リテ成立ス

一 社員餘業積金  
一 社員節儉積金

第十二條 善種金ハ壹口ノ積立高金五拾圓ト定メ毎月貳拾錢(以上)一個年  
金貳圓四拾錢(以上)ヲ出金スヘシ各自其分限ニ依リ數口ヲ積立ツルモ妨  
ケ無シ

第十三條 善種金ハ年五分利ヲ以テ積立ツヘシ五分以上ノ收利ハ之ヲ土  
臺金ニ加フルモノトス

但此利子ノ歩合ハ時ノ景況ニ依リ本社ノ認可ヲ經テ増減スルコトア  
ルヘシ

第十四條 善種金壹口金五拾圓ニ滿ツレハ善報金拾圓ヲ下渡スヘシ以後  
金五拾圓ニ滿ツル毎ニ善報金拾圓ヲ下渡スヘシ

第十五條 善種金ハ本人退社スルモ又ハ何等ノ事故アルモ結社中一切返  
戻ヲ乞フコトヲ得ス  
但他ノ市町村ヘ轉籍移住シタル者ハ本社ノ認可ヲ經テ返付スルコト



アルヘシ

第十六條 善種金積立通帳ハ質入賣買讓渡スルヲ許サス  
但家名相續人又ハ子孫ニ限リ無代讓渡ヲ爲スヲ得ヘシ讓渡ヲ受ケタ  
ルモノハ當社ヘ入社スヘシ戸主死亡或ハ離縁ニ依リ父母再相續シタ  
ルモ亦同シ

第十七條 善種金ハ左ノ方法ニ依リテ貸付ヲ行フヘシ

但猥リニ貸付ヲ行フヲ以テ主旨ト爲スヘカラス

一社員獎勵ノ爲出精人入札ヲ以テ貸付クル事

二社員農業商業工業水産業等有益ナル事業ニ付資本ノ爲申出及不時ノ

災厄ニ罹リタルトキ願出ニ依リ貸付クル事

第十八條 貸付金ハ社員積立額ノ多寡ニ應シ役員會ノ協議ヲ以テ適當ノ  
程度ヲ定メ之ヲ行フヘシ

但前條第二號ノ貸付ヲ爲ス場合ニ於テ本人現在積立金十分ノ八以上  
ノ貸付ニハ相當ノ抵當ヲ差入レシム

第十九條 一時ニ數名ノ借用申込人アリテ何レモ貸付クヘキモノトスル

モ金員足ラサル時ハ抽籤ヲ以テ當籤者ニ貸付クヘシ

第二十條 第十七條第一號ニ依リ貸付ヲ爲ス時ハ無利足五個年賦トシ皆

納後ニ報徳元恕金(年賦一個年分)ヲ納メシムヘシ其第二號ニ依リ貸付ヲ

爲ス時ハ其返納期ヲ月賦年賦若クハ一期返納トス利子ノ歩合ハ時ノ情

況ニ依リ毎年ノ始メニ於テ役員會ノ評議ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

但善種金積立利率ト貸付利率ノ差參分ヨリ超過スヘカラス

第二十一條 善種金社員ヘ貸付ノ殘餘ハ不動産ヲ所有シ有價證券ヲ購求

シ又ハ預ケ金ト爲シテ利殖スヘシ

但社有財産ハ貸付金必要ナル場合ニ於テ役員會ノ評決ヲ以テ之ヲ賣

却スルコトヲ得

第二十二條 本社土臺金ハ社員一名ニ付毎月金五厘以上同善種金ハ毎月  
金壹錢以上ノ目的ヲ以テ土臺金ハ當社土臺金中ヨリ寄附シ善種金ハ當  
社善種金ヨリ寄入スルモノトス



第四章 加入金

第二十三條 加入金ハ社中獎勵資本ノ爲社員中篤志者ノ出金スル者トシ其出金額及加入年限ハ本人ノ隨意ニ任ス利子ノ歩合ハ時ノ景況ニ依リ之ヲ定ム

第二十四條 社員家族ノ積金非常豫備積金家名相續等各種ノ仕方金及試業員ノ積金ハ都テ加入金ト爲シテ取扱フヘシ

第二十五條 加入金ハ善種金ト同一ニ取扱ヲ爲ス其取扱上ヨリ生スル利益ハ之ヲ土臺金ニ加フ

第五章 計 算

第二十六條 毎年十二月ヲ限リ業務報告貸借對照表ヲ調査シ現量鏡二通ヲ調製シ翌年一月總會ニ報告シ本社ノ検査ヲ受ケ印刷シテ社員ヘ頒賦シ併セテ所轄官廳ヘ報告スヘシ

第二十七條 貸付金利子及元恕金收入社有財産收益ノ内善種金加入金ノ利子ヲ扣除シ其餘金ハ之ヲ土臺金ニ加フヘシ

第六章 役 員

第二十八條 社員公選ヲ以テ當社ニ左ノ役員ヲ置ク

一 理事社長 一名

一 理事副社長 一名

一 辨務 何名

一 監事 何名

第二十九條 役員ハ定式總會ニ於テ一名毎ニ投票ヲ以テ社員中ヨリ選舉

シ有効投票ノ過半数ヲ得ルモノヲ以テ當選トス若シ過半数ヲ得ル者ナ

キトキハ最多數ヲ得ル者二名ヲ取り之ニ就キテ更ニ投票シ二名ヲ取ル

ニ當リ次ノ得票者ノ同數者アルトキハ抽籤法ヲ以テ其内ノ一名ヲ取り

之ト最高得票者トノ二名ニ就キテ更ニ投票シ最多數ヲ得ルモノ三名以

上同數ナルトキハ抽籤法ヲ以テ其二名ヲ取り更ニ投票セシム此再投票

ニ於テモ猶過半数ヲ得ルモノナキトキハ抽籤法ヲ以テ當選ヲ定ム

但時宜ニ依リ總會ノ決議ヲ以テ便宜法ヲ用キルコトヲ得



最初ノ役員選舉ハ臨時總會ニ於テ之ヲ行フ補缺選舉ハ臨時總會ニ於テ之ヲ行フコトヲ得

第三十條 社長ハ社務一切ヲ總理シ當社ヲ代表ス副社長ハ之ヲ輔佐シテ常務ヲ擔任ス辨務ハ社務ノ協議ニ與リ事務ヲ辨理シ社員ヲ誘掖ス監事ハ社務一切ヲ監査ス

第三十一條 社務施行ニ要スル規定ハ役員會ニ於テ之ヲ議定シ社員へ報告スヘシ

第三十二條 理事ハ任期ヲ定メス

但五ヶ年毎ニ其功過ヲ詮考シ總會ノ決議ヲ以テ改選スルコトアルヘシ初任詮考期ハ次年定式總會ノ日ヨリ起算ス

第三十三條 辨務監事ノ任期ハ三ヶ年トシ滿期ニ及ヒ定式總會ニ於テ改選シ之ヲ本社ニ届出ツヘシ

但再選スルモ妨ケナシ補缺選舉ニ當選シタル者ハ前任者ノ任期ヲ繼承ス最初ノ臨時總會ニ於テ當選シタルモノハ任期ハ次年定式總會ノ

日ヨリ起算ス

第三十四條 當社ノ役員ハ名譽職トス

但事務取扱ニ係ル實費及社用ニ付旅行スルトキハ旅費ヲ給ス

第七章 社員ノ權利義務

第三十五條 社員ハ入社ノ際其分ニ應ジ當社へ土臺金ヲ寄附スヘシ爾後

第八條ノ目的ヲ達スル爲適宜寄附スルヲ要ス

第三十六條 社員ハ毎月ノ常會ニハ善種積立金ヲ持參シテ必ス出席スヘシ若シ無餘儀事故アル時ハ其旨ヲ届出ツヘシ

第三十七條 社員ハ役員ヲ選舉シ及總會ニ於テ當社ノ利害ニ關シ發言投票スルノ權アリ但投票ハ一名ニ付一點トス

第三十八條 社員ハ何時ニテモ當社ノ簿冊ヲ檢閲シ及總會ノ決議ヲ以テ役員ヲ解任スルノ權アリ

第八章 總會及常會

第三十九條 當社ハ毎年一月社員定式總會ヲ開キ前年ノ諸計算ヲ報告シ



要件ヲ議定スヘシ臨時總會ハ理事ノ必要ト認ムル時ニ於テ何時ニテモ之ヲ開クヲ得

第四十條 定式總會ハ社員半數以上ノ出席ヲ以テ開會シ出席員過半數ノ同意ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス總會ノ議長ハ社長之ヲ任ス社長事故アルトキハ副社長之ニ代ル

總會ノ招集再度ニシテ出席員定數ニ充タサルトキハ其數ニ關セス開會スヘシ

總會ノ招集ハ少クモ開會期日ヨリ五日前社長ヨリ書面ヲ以テ會議ノ目的タル事項ヲ示シ社員ニ通知スヘシ

第四十一條 定款ヲ更正シ若クハ特別ノ事件ハ臨時總會ニ於テ之ヲ決スヘシ定款變更ニ係ル臨時總會ハ社員ノ三分ノ二以上ノ出席ヲ以テ開會シ出席員十分ノ八以上ノ同意ヲ以テ之ヲ決ス其他ノ臨時總會ニ付テハ總テ第四十條ヲ適用ス

第四十二條 當社ノ常會ハ毎月壹回(定日何日)開會シ報徳ノ道義ヲ講究シ

### 實業改良ノ方法ヲ談話演說スヘシ

#### 第九章 入社 退社

##### 第四十三條

當社へ入社セントスルモノハ定款ノ旨ヲ了知シ入社願ヲ當社へ差出シ許可ヲ受クヘシ當社ニ於テハ本社ニ出願シ社員ノ證ヲ交付ス但時宜ニ依リ試業員トナスコアルヘシ試業員ニハ社員ノ證ヲ附セス

##### 第四十四條

試業員ハ善種金ト同額ノ加入金ヲ爲シ社員同様ノ勤メヲ爲スヲ要ス滿二個年(第四十七條)但書ノ場合ヲ除ク其勤メヲ爲ス時ハ社員ト爲シ若シ怠ル時ハ除名スヘシ

但社員ト爲ス時ハ加入金ハ善種金ニ編入シ除名シタル時ハ元利返戻スヘシ

##### 第四十五條

社員若シ事故アリテ退社ヲ願ヒ出ツル時ハ事情ヲ聞糺シ不得已時ハ社員ノ證ヲ返納セシメテ退社ヲ許シ本社へ届出ツヘシ

##### 第四十六條

社員若シ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキハ刑期滿了後滿二個年以内社員ノ權利ヲ停止ス滿二個年ヲ經過シテ猶悔悟モサルモノ



ハ退社ヲ命シ社員ノ證ヲ返納セシムヘシ

第四十七條 前條ノ刑ニ處セラレ刑期滿了後滿三ヶ年ヲ經サルモノハ入

社ヲ許サス但悔悟ヲ表スルモノハ滿三ヶ年未滿ニ於テハ試業員トシテ

加入セシムルコトアルヘシ

第四十八條 退社員ハ當社ノ措置ニ於テ一切異議ヲ容ル、ヲ得ス

第十章 雜則

第四十九條 雜則ヲ設クル左ノ如シ

(雜則記入例ヲ示セハ左ノ如シ)

一 博奕骨牌賭ノ諸勝負一切嚴禁タルヘキ事

一 田畑山林ノ境界道敷等ハ互ニ相侵スマシキ事

一 道作り定日ニ(三月一日七月一日十月一日十二月一日)受持丁場ヲ丁寧

ニ修繕シ定日外タリトモ破損ノ箇所アルトキハ油斷ナク修繕致スヘ

キ事

一 國稅及諸稅等ハ無遲滯上納スヘキ事

一 約束時間ハ確守致スヘキ事

一 祝儀及不幸ノ節ハ可成節儉ヲ盡シ互ニ爲筋相成ル様可致候事

一 火災ノ豫防ニ最モ深ク注意スヘキ事

一 衛生上ニ注意シ特ニ傳染病豫防ヲ怠ラサル事

一 社員ノ内心得違ノ者アルトキハ互ニ忠告教誡シテ改心セシムル事

第十一章 解社

第五十條 當社滿期其他事由ニ依リ解任スル時ハ諸貸金ヲ徵收シ財産ヲ

處分シ加入金ヲ返付シ善種金ヲ支拂ヒ其餘土臺金ハ本社ノ指揮ヲ受ケ

慈善又ハ公共事業ニ支拂フヘシ

但取扱上損害アリテ土臺金ヲ以テ償フ能ハサル時ハ加入金及善種金

トモ積立高ニ應シ損害ヲ被ムルヘキモノトス

第五十一條 臨時總會ノ決議ニ依リ解社セントスル時ハ社員總數三分ノ

二以上ノ出席ニシテ出席員十分ノ八以上ノ同意ヲ得ルニアラサレハ可

決スルヲ得ス



右之通り議定候ニ付御認可有之度候也

何府縣何國何郡何町村  
何々報德社々員

明治 年 月 日  
社 印

何之某  
何之某  
何之某  
何之某

前書之通相違無之候也

何府縣何國何郡  
第何區組合取締

明治 年 月 日

何之某

報德溯源終

明治四十三年五月二十日印刷  
明治四十三年五月廿三日發行  
大正八年十月九日改訂再版

報德溯源  
定價壹圓五拾錢

著作權所有

著者 井口 丑二  
發行者 東京市麹町區永田町一丁目十九番地 上野 他七 耶  
印刷者 東京市京橋區日吉町十番地 渡邊 爲藏  
印刷所 東京市京橋區日吉町十番地 民友社

發行所

東京市麹町區永田町一丁目  
振替口座東京九七〇〇番

中央報德會

東京市京橋區日吉町十番地 民友社



自 治 研 究 の 寶 典

著 者	書 目	定 料 價	摘 要
内務省地方局編	増二版 地方改良の要項	四十三錢	本書は地方改良の要項を簡単に編纂し、是非一讀せざるべからざる名著也
山崎 延吉著	三版 優良町村の建設	四拾五錢	如何にして優良町村を建設すべきか、之を興るの責任と心得とを簡明適切に説ける也
愛知縣立農林學校長 山崎 延吉著	三版 自治と民育	八拾圓	地方の改良開發を圖り、自治の振興を期せんば先づ國民の自治思想を開發し、其の發達に俟たざるべからず、通俗平明に自治の要諦を詳述せる者
中央報德會講師 村田宇一郎著	民育雜話	貳拾錢	著者最近一年有餘、全国各地を巡遊し、親しく實地に就き視察し、其の推獎に値するものに多し、地方自治民育事業の好標本たり
井口 丑二著	三版 地方改良の方法	五拾錢	著者各地方の模範町村を視察し得たる経験と材料とを骨子とし如何にせば優良町村たり得べきかを内外の實例に就き詳述せる也
中央報德會編	三版 自治の新思潮	拾貳錢	一木水野井上諸博士を始め小橋次官、藤子一民等内務省局長其他自治に關する權威者の講演を編輯せるもの也
内務省監官 守屋 榮夫著	再版 地方自治の精神	八拾錢	本書の特色は單に地方公共團體の形式的方面を解説するに止まらず更に進んで其の實質を解剖し、神聖なる使命を以て、其の在り即ち地方人民の理智的進歩を以て、情操的涵養を主眼とせる所に在り

發行所 東京市永田一丁目 中央報德會 振替 東京 〇〇七九

著 者	書 目	定 料 價	摘 要
神奈川縣通俗教育 主事 佐々井信太郎著	再版 新報德記	壹圓五拾錢	青年立志の好模範たる二宮尊徳翁の傳記並に其の教義を詳説したる者一讀眞に懦夫をして起たしむるものあり
井口 丑二著	時代と報德	九拾錢	本邦固有の大思想たる報德の教を現代に活用して地方改良の實を擧げつゝある活模範は之を本書に就て學ぶ所あれ
井口 丑二著	報德清談	七拾錢	著者の別著「時代と報德」の姉妹篇にして報德の原理原則より衣食住問題、禁酒問題、各種の健康法等に至るまで細大論述せる者興味と教訓とを併せ得べし
井口 丑二著	報德修養新話	七拾錢	此書を一讀すれば自ら靈妙の規矩準繩を有すると同じく人間一代如何なる難境に臨みても收拾撰擇を誤らず目下に解決するを得べし
井口 丑二著	報德世修養新話	六拾錢	二宮翁の大教訓の精髓は收めて此の書中に在り、以て修養の指針となすべく座右の銘となすべきものあらん
内務書記官 田澤 義鋪著	實業補習學校と公民教育	參拾錢	是れ著者が多年の主張を披瀝せるものにして、補給教育に於ける公民教育の大切な事柄を痛論し、其の内容にまで論及せるもの、時節柄必讀の良書也
愛知縣立農林學校長 山崎 延吉著	十版 農村小話	貳拾錢	題して農村小話といふも、實は萬人の訓戒たるべき逸話、座右の銘等を書きつけたるもの也。(萬朝報評)

發行所 東京市永田一丁目 中央報德會 振替 東京 〇〇七九



著者	書目	定送料價	摘要
中央報徳會編	再戰後の準備	拾壹圓	田尻、遊學、阪谷、一木、水町、澤柳、早川、志村、井上、志立、岡、其他當代一流の學者實業家等が各自家の立場より戦後の對策を痛論せる者也。
愛知縣立農林學校長 山崎 延吉著	三食料の獨立	拾貳錢	食料獨立の必要なることは今回の大戦に依りて最も適切に證明せられたる所也。山崎先生愛國の至情迸りて成れる者即ち本書也
同 山崎 延吉著	四版 婦人の覺醒	貳拾錢	著者の序文の一端に曰く吾輩は女の功徳を享受せるを自覺するものであり、女の役目を表すものであれば、一片の婆心以て女の自覺に實し向上に後援せんが爲に心づきたるを集めたるもの即ち此の訓である。
家庭學校副校長 小鹽 高恒著	北米遊記	五拾錢	世界の大成金國たる北米の眞相を知らんとする者は本書に依りて始めて其目的を達し得べし。
深尾 韶著	少年軍團教範	八拾錢	國民元氣培養の根源たる少年軍團の組織教科訓練指導經營等一切の理論及實際に通じんとする者は本書を讀まざるべからず
故 早川 貞水著	三版 貞烈美談	拾貳錢	貞水子一度遊いて其快辯は再び之を耳にするを得ずと雖も専ら民風の作興を以て念としたる彼の精神は本書に活けるものあり。

發行所 東京市田町一丁目 中央報徳會 振替 東京 〇〇七九



328  
263



終